

第1章

景品表示法

# 第一章 景品表示法

## ○不当景品類及び不当表示防止法

(昭和三十七年五月十五日)  
法律第百三十四号

改正 昭和四七年五月三〇日法律第四四号  
(第一次改正)

平成五年一月二二日法律第八九号  
(行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律)二八条

平成二六年六月一日法律第七二号  
(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律)二八条

平成二六年六月二七日法律第一一八号  
(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)二八条

平成二六年六月三日法律第一一六号  
(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律)附則四一条

令和元年五月三一日法律第一一六号  
(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律)附則四一条

平成二一年七月一六日法律第八七号  
(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律)一八条

平成一二年五月一九日法律第七六号  
(私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)二二条

## 目次

### 第一章 総則（第一条～第三条）

### 第二章 景品類及び表示に関する規制

#### 第一節 景品類の制限及び禁止並びに不当な表示の

#### 第二節 禁止（第四条～第六条）

#### 第三節 措置命令（第七条）

#### 第四節 課徴金（第八条～第二十五条）

#### 第五節 景品類の提供及び表示の管理上の措置（第

平成二一年六月五日法律第四九号  
(消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律)一二条

## 目的

第五節 報告の徴収及び立入検査等（第二十九条）
第三章 適格消費者団体の差止請求権等（第三十条）
第四章 協定又は規約（第三十一条・第三十二条）
第五章 雜則（第三十三条—第三十五条）
第六章 罰則（第三十六条—第四十一条）
附則

## 第一章 総則

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不當な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

本条一部改正（平二二法四九）

第二条 この法律で「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行ふ者をいい、当該事業を行ふ者の利益のためにする行為を行ふ役員、従業員、代理人その他の者は、次項及び第三十一条の規定の適用については、これを当該事業者とみなす。

2 この法律で「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又

はその連合体であつて、資本又は構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。第四十条において同じ。）の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

一二以上の事業者が社員（社員に準ずるもの）を含む。）である一般社団法人その他の団体

一二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している一般財團法人その他の財團

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

3 この法律で「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を含む。以下同じ。）に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、内閣総理大臣が指定するものをいう。

4 この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらとの取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、内閣総理大臣が

指定するものをいう。

一・二項「追加、旧一・二項一部改正、二項ずつ繰下（平二  
二・法四九）、一・二項一部改正（平二・六法一・八）

注 第三項、第四項、「指定」不當景品類及び不当表示防  
止法第二条の規定により景  
品類及び表示を指定する件

景品類  
及び表示  
に關する  
公聴会等  
及び

第三条 内閣総理大臣は、前条第三項若しくは第四項の

規定による指定をし、又はその変更若しくは廃止をし  
ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、  
公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めると  
ともに、消費者委員会の意見を聽かなければならぬ。

2 前項に規定する指定並びにその変更及び廃止は、告  
示によつて行うものとする。

本条一追加（平二・六法一・八）

注 第一項 「内閣府令」施行規則一条一六条

## 第二章 景品類及び表示に関する規制

### 第一節 景品類の制限及び禁止並びに不当

な表示の禁止

景品類  
及び  
制限

第四条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、  
一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保する  
ため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高  
額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品  
類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を

示の  
不當な表  
止

禁止することができる。  
本条一一部改正 平二・法四九、旧三条一四条に繰下（平二  
六法一・八）

注 懸賞による景品類の提供に関する事項の制限、一般消費者  
者に対する景品類の提供に関する事項の制限、新聞業にお  
ける景品類の提供に関する事項の制限、不動産業にお  
ける一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制  
限、医療用医薬品業、医療用具業及び衛生検査所業にお  
ける景品類の提供に関する事項の制限

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引  
について、次の各号のいずれかに該当する表示をして  
はならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、  
一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良で  
あると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種  
若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他  
の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す  
表示であつて、不當に顧客を誘引し、一般消費者に  
よる自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあ  
ると認められるもの

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、  
実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商  
品若しくは役務を供給している他の事業者に係るも  
のよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消  
費者に誤認される表示であつて、不當に顧客を誘引  
し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻

害するおそれがあると認められるもの

三 前二号に掲げるものは、商品又は役務の取引に關する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不當に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

一項一部改正・二項追加(平一五法四五)、二項一部改正(平一七法三五)、一・二項一部改正(平二二法四九)、  
二項削除・旧四条一五条に繰下(平二六法二一八)

注 第一項第三号 「指定」=無界汁の清涼飲料水等についての表示、商品の原産国に関する不当な表示、消費者信用の融資費用に関する不当な表示、不動産のおとり広告に関する表示、おとり広告に関する表示、有料老人ホームに関する不当な表示

注 第一項 「内閣府令」=施行規則一条～六条  
六法二一八

## 第二節 措置命令

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に關連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつてゐる場合においても、次に掲げる者に對し、することができる。

一 当該違反行為をした事業者

二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける

三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判

示等に係る公聴会等に於ける表示に並びに該当する事項に關する禁示等の表示

2

前項に規定する制限及び禁止並びに指定並びにこれらの変更及び廃止は、告示によつて行うものとする。

一・二項一部改正(平一五法四五)、一項一部改正(平一二二項一部改正(平一五法四五)、一項一部改正(平二一法四九)、一・二項一部改正(平二五法四五)、一項一部改正(平二二法四九)、一・二項一部改正(平二六法二一八)

## 課徴金納付命令

断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対して、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

二項一部削除、三項一部改正、二項に繰上（平五法八九）、一項一部改正、二項一部全改、三項追加（平一五法四五）、一項一部改正、二、三項一部全改（平一七法三五）、一項一部改正、二、三項一部削除（平二二法四九、本条一部改正、二項一部追加、旧六条一七条に繰下）（平二二法二一八）

### 第三節 課徴金

**第八条** 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るもの）を除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、

当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相

当の注意を怠つた者でないと認められるときは、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一、商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示

二、商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後

れたものであるときは、この限りでない。

本条一追加（平二六法一一八）

注 「内閣府令」施行規則九条

**第十一条 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第一項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めることにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。**

2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 実施予定返金措置の内容及び実施期間
- 2 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してさ

---

### 額の減額による返金措置に該当する事実による報告行為に対する課徴金額

---

に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から過つて三年間とする。」をいう。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関して、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

本条一追加（平二六法一一八）

注 第一項 「政令」＝施行令一条・二条  
第二項 「内閣府令」＝施行規則八条

**第九条 前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、該当事実による報告行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してさ**

る事項

三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金額の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。

4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金額の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。

一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措

置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。

三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二

項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了すること。

6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。

8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと

認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。

9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかるらず、次条第一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

本条一追加（平二六法二一八）

注 第一項

- 〔政令〕施行令三条〔五条〕
- 〔内閣府令〕施行規則一〇条
- 第三項  
〔内閣府令〕施行規則一一条
- 第四項  
〔内閣府令〕施行規則一二条
- 第五項  
〔内閣府令〕施行規則一三条
- 第六項  
〔内閣府令〕施行規則一四条

第十一條 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二

項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかるらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

本条一追加（平二六法一）一八）

注 第一項 「内閣府令」施行規則五条  
第二項 「内閣府令」施行規則六条

**第十二条** 課徵金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徵金を納付しなければならない。

2 第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徵金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3 課徵金対象行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人がした課徵金対象行為は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした課徵金対象行為とみなして、第八条から前条まで並びに前二項及び次項の規定を適用する。

4 課徵金対象行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該課徵金対象行為に係る事案について報告徴収等（第二十九条第一項の規定による報告の徴収、帳簿書類その他の物件の提出の命令、立入検査又は質問をいう。以下この項において同じ。）が最初に行われた日（当該報告徴収等が行われなかつたときは、当該法人が当該課徵金対象行為について第十五条第一項の規定による通知を受けた日。以下この項に

おいて「調査開始日」という。）以後においてその一若しくは二以上の子会社等（事業者の子会社若しくは親会社（会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。以下この項において同じ。）に對して当該課徵金対象行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社に限る。）が当該課徵金対象行為に係る事業についての調査開始日以後においてその一若しくは二以上の子会社等に對して分割により当該合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした課徵金対象行為は、当該事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした課徵金対象行為は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等（以下この項において「特定事業承継子会社等」という。）がした課徵金対象行為とみなして、第八条から前条まで並びに前二項及び前三項の規定を適用する。

5 課徵金対象行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該課徵金対象行為に係る事案について報告徴収等（第二十九条第一項の規定による報告の徴収、帳簿書類その他の物件の提出の命令、立入検査又は質問をいう。以下この項において同じ。）が最初に行われた日（当該報告徴収等が行われなかつたときは、当該法人が当該課徵金対象行為について第十五条第一項の規定による通知を受けた日。以下この項に

けた特定事業承継子会社等（第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。）は、第八条第一項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して、同項」とする。

5

前項に規定する「子会社」とは、会社がその総株主（総社員を含む。以下この項において同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

6

第三項及び第四項の場合において、第八条第二項及び第三項並びに第九条から前条までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

本条一追加（平二六法一八）

2

内閣総理大臣は、課徴金納付命令の名宛人となるべき

方の会明の機 会の付与 方式	弁明の機 会の付与 方式	課徴金納付命令に 對する弁明の機会 の付与
第十四条 弁明は、内閣総理大臣が口頭ですることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（次条第一項において「弁明書」という。）を提出してするものとする。 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。	本条一追加（平二六法一八）	注 第六項 「政令」施行令六条一三条 第十三条 内閣総理大臣は、課徴金納付命令をしようとするときは、当該課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

第十五条 内閣総理大臣は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行ふ場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 納付を命じようとする課徴金の額

二 課徴金の計算の基礎及び当該課徴金に係る課徴金

対象行為

三 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の

機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

き者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）同項第三号に掲げる事項及び内閣総理大臣が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を消費者庁の事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

本条一追加（平二六法一一八）

**第十六条** 前条第一項の規定による通知を受けた者（同条第二項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。次項及び第四項において「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、弁明に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失つたときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

本条一追加（平二六法一一八）

計算の基礎及び当該課徴金に係る課徴金対象行為並びに納期限を記載しなければならない。

2 課徴金納付命令は、その名宛人に課徴金納付命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

3 第一項の課徴金の納期限は、課徴金納付命令書の謄本を発する日から七月を経過した日とする。

本条一追加（平二六法一一八）

**第十八条** 内閣総理大臣は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による督促をしたときは、その督促に係る課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

本条一追加（平二六法一一八）

**第十九条** 前条第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、課徴金納付命令を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一

の効力を有する。

2 課徴金納付命令の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手続に関する法令の

規定に従つてする。

3 内閣総理大臣は、課徴金納付命令の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

本条一追加（平二六法一八）

**第二十条** 破産法（平成十六年法律第七十五号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）

の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第十八条第二項の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。

本条一追加（平二六法一八）

**第二十一条** 送達すべき書類は、この節に規定するものほか、内閣府令で定める。

本条一追加（平二六法一八）

**第二十二条** 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第九十九条、第一百一条、第二百三十条、第二百五条、第二百六条、第二百八条及び第二百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項

#### 公示送達

本条一追加（平二六法一八）

**第二十三条** 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をするべき場所が知れない場合

二 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第二百八条の規定によることができない、又はこれによつても送達をすることができない」と認めるべき場合

三 前条において準用する民事訴訟法第二百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を試する書面の送付がない場合

二 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を消費者庁の事務所の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から一週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達については、前項の期間は、六週間とする。

中「執行官」とあるのは「消費者庁の職員」と、同法第二百八条中「裁判長」とあり、及び同法第二百九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

本条一追加 (平二六法一一八)

#### 第四節 景品類の提供及び表示の管理上の措置

事業者に講ずべき  
景品類の提供及び表示の措置

**第二十六条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

**第二十七条** 内閣総理大臣は、前項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めるものとする。

**第三十八条** 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、事業者の事業を所管する大臣及び公正取引委員会に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならぬ。

**第五十条** 前二項の規定は、指針の変更について準用する。  
内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

**第五十一条** 本条一追加 (平二六法一一八)

**第二十四条** 消費者庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第二十二条において準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に關する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、當該事項を当該電子情報処理組織を使用して消費者庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

本条一追加 (平二六法一一八)、一項削除、二項一部改正。  
一項に繰上 (令元法一六)

**第二十五条** 内閣総理大臣がする課徴金納付命令その他のこの節の規定による处分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。ただし、第十条第八項の規定に係る同法第十二条及び第十四条の規定の適用については、この限りでない。

本条一追加 (平二六法一一八)

指導及び  
助言

**第二十七条** 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が講すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる。

本条一追加（平二六法七二）、旧八条一二七条に繰下（平二六法二一八）

公表  
勧告及び

**第二十八条** 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくて第二十六条第一項の規定に基づき事業者が講べき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対する、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講すべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

本条一追加（平二六法七一）、一項一部改正・旧八条の二一  
二八条に繰下（平二六法二一八）

第五節 報告の徴収及び立入検査等

第三章 適格消費者団体の差止請求権等

第三十条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

**第二十九条** 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業

者若しくはその者とその事業に関する関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関する報告書をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関する関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を小字証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

本条一追加（昭四七法四四）、一項一部改正・旧九条の四一九条に繰上（平一七法三五）、一項一追加・旧一・二・三項一部改正・一項ずつ繰下（平二六法四九）、一項一部改正・二項一部削除・旧三・四項一部改正・一項ずつ繰上（平二六法七二）、一項一部改正・旧九条一二九条に繰下（平二六法二一八）

して次の各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示をすること。

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすること。  
2 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一  
条の七第一項に規定する消費生活協力団体及び消費者生活協力員は、事業者が不特定かつ多数の一般消費者に対して前項各号に掲げる行為を行ふときは、適格消費者団体が同項の規定による請求をする権利を適切に行使するため

に必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、当該情報を提供することができる。

### 3 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を第一項の規定による請求をする権利

の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

本条一追加（平二〇法一九）、本条一部改正・旧二一条の二一一〇条に繰上（平二二法四九）、本条一部改正・二・三項一追加（平二六法七一）、一項一部改正・旧二〇条一三〇条に繰下（平二六法一八）

## 規約協定又は

### 第四章 協定又は規約

第三十一条 事業者又は事業者団体は、内閣府令で定めるところにより、景品類又は表示に関する事項について、内閣総理大臣及び公正取引委員会の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するための協定又は規約を締結し、又は設定することができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、前項の協定又は規約が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、同項の認定をしてはならない。

一 不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自

主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するために適切なものであること。

## 二 一般消費者及び関連事業者の利益を不适当に害する

おそれがないこと。

## 三 不當に差別的でないこと。

四 当該協定若しくは規約に参加し、又は当該協定若しくは規約から脱退することを不适当に制限しないこと。

3 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、第一項の認定を受けた協定又は規約が前項各号のいずれかに適合するものでなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消さなければならない。

4 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、第一項又は前項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、告示しなければならない。

5 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条第一項及び第二項（同法第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項及び第三項、第二十条第一項、第七十条の四第一項並びに第七十四条の規定は、第一項の認定を受けた協定又は規約及びこれらに基づいてする事業者又は事業者団体の行為には、適用しない。

## 協議

### 第三十二条 内閣総理大臣は、前条第一項及び第四項に規定する内閣府令を定めようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

注 第一項 「内閣府令」の施行規則二三条  
〔内閣府令〕の施行規則二三条  
（平二六法二一八）

## 第五章 雜則

### 第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 消費者庁長官は、緊急かつ重點的に不当な景品類及び表示に対処する必要があることその他の政令で定める事情があるため、事業者に対し、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は第二十八条第一項の規定による勧告を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二十九条第一項の規定に

三項一部改正（平五法八九）、五項一部改正（旧一〇条一二条に繰下（平一七法三五）、一・二・三・四・五項一部改正・六項削除・旧一二条一一条に繰上（平二二法四九、五項一部改正（平二五法二〇〇）、旧二一条一三条に繰下（平二五法二一八）

よる権限に限る。)を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができる。

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5 事業者の事業を所管する大臣は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を地方支分部局の長に委任することができる。

6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限及び第四項の規定による権限(次項において「金融庁長官権限」と総称する)について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。

7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、金融庁長官権限(前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

8 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第六項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

9 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任さ

内閣府令  
への委任

第三十四条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。  
2 第三十二条の規定は、内閣総理大臣が前項に規定する内閣府令(第三十一条第一項の協定又は規約につい

れた権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

10 第六項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は物件の提出の命令(第八項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことことができる。

11 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととることができる。

本条一追加(平二法四九)、一〇項一部改正(平二云法六九)、三項一追加、旧三項一部改正、四項に繰下、五七・八・九・一〇、一一项一追加(平二云法七一)、三項一部改正、旧二(条一三三条に繰下)平二六法一一八)

注 第一項 「政令」  
第二項 「政令」  
第三項 「政令」  
第四項 「政令」  
第五項 「政令」  
第六項 「政令」  
第七項 「政令」  
第八項 「政令」  
第一項 「政令」  
二二項 「政令」  
二三項 「政令」

て定めるものに限る。) を定めようとする場合について準用する。

本条一全改（平二二法四九）、二項一追加・旧一二条一三四条に繰下（平二六法二一八）

**第三十五条** 内閣総理大臣、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関）関係地方公共団体の長、独立行政法人国民生活センターの長その他の関係者は、不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止して一般消費者の利益を保護するため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

本条一追加（平二二法七一）、旧一五条一三五条に繰下（平二六法二一八）

## 第六章 賞罰則

**第三十六条** 第七条第一項の規定による命令に違反した

者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

本条一全改（平二二法四九）、旧一五条一六条に繰下（平二六法七一）一項一一部改正・旧一六条一三六条に繰下（平二六法二一八）

**第三十七条** 第二十九条第一項の規定による報告若しく

関係者相  
互の連携

は物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

本条一追加（平二二法四九）、旧一六条一七条に繰下（平二六法七一）、本条一一部改正・旧一七条一三七条に繰下（平二六法二一八）

**第三十八条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第三十六条第一項 三億円以下の罰金刑

二 前条 同条の罰金刑

2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第三十六条第一項 三億円以下の罰金刑

二 前条 同条の罰金刑

3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定を準用する。

本条一追加（平一七法三五）、一、二、三項一一部改正（平二一法四九）、一、二項一一部改正（平二一法七二）、一、二項一一部改正・旧一八条一三八条に繰下（平二六法一八）

第三十九条 第三十六条第一項の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措

置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人（当該法人で事業者團体に該当するものを除く。）の代表者に対しても、同項の罰金刑を科する。

本条一追加（平二一法四九）、一部改正（平二六法七二）、本条一一部改正・旧一九条一三九条に繰下（平二六法一八）

第四十条 第三十六条第一項の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置

を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者（事業者の利益のためによる行為を行ふ役員、従業員、代理人その他者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。）に対しても、それぞれ同項の罰金刑を科する。

2 前項の規定は、同項に規定する事業者團体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者が法人その他の團体である場合においては、当該團体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

本条一追加（平二一法四九）、一項一一部改正（平二六法七二）、一項一一部改正・旧二〇条一四〇条に繰下（平二六法一八）

第四十一条 第三十条第三項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した適格消費者團体は、三十万円以下の過料に処する。

本条一追加（平二六法七二）、一部改正・旧二二条一四一条に繰下（平二六法一八）

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第二条若しくは第四条第三号の規定による指定又は第三条の規定による制限若しくは禁止に係る公聴会は、この法律の施行の日前においても、行なうことができる。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。（次のように省略）

## 附 則（昭和四七年法律第四四号）

この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

## 附 則（平成五年法律第八九号）抄

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十  
八号）の施行の日〔平成六年一〇月一日〕から施行す  
る。

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他  
の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する  
聽聞又は弁明の機會の付与の手続その他の意見陳述の  
ための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その  
他の求めがされた場合には、当該諮問その他の  
求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律に  
よる改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前  
の例による。

諮詢等が  
された不  
利益処分  
経過措置

施行期日

で定める。

## 附 則（平成二一年法律第八七号）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。  
〔後略〕

## 一〇六〔省略〕

施行期日

第一条 この法律は、半成十三年一月六日から起算して  
六月を超えない範囲内において政令で定める日から施  
行する。〔平成二二年政令第五一二号で同二三年四月  
一日から施行〕〔後略〕

## 附 則（平成一五年法律第四五号）

施行期日

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過  
した日〔平成一五年六月二三日〕から施行する。ただ  
し、第四条の改正規定、第五条第一項の改正規定及び  
第六条第一項の改正規定並びに第九条の二の改正規定

〔第四条〕を「第四条第一項」に改める部分に限る。  
並びに次条の規定は、公布の日から起算して六月を経  
過した日〔平成一五年一月二三日〕から施行する。

第二条 この法律による改正後の不当景品類及び不当表  
示防止法（以下「新法」という。）第四条の規定は、前  
条ただし書に規定する規定の施行後にした表示につい  
て適用し、同条ただし書に規定する規定の施行前にし  
た表示については、なお従前の例による。

罰則に  
關する經  
過措置

施行期日

委政令への  
委任

第一条 この法律の施行前に法律による改正後の  
関係法律の相当規定により行われたものとみ  
なす。

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほ  
か、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令

委政令への 委任	施行期日	第三条 新法第六条第二項及び第八条第一項の規定は、この法律の施行後に公正取引委員会がした排除命令について適用し、この法律の施行前に公正取引委員会がした排除命令については、なお従前の例による。
措伴部改法の表示及び不正表示の規制に係る政令（附則）	既になくなっている行為については、適用しない。	第四条 新法第九条の二の規定は、この法律の施行前に既になくなっている行為については、適用しない。
第五条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。	第五条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。	附則（平成一七年法律第三五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 〔平成一七年政令第三一七号で同一八年一月四日から施行〕（後略）	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 〔平成一七年政令第三一七号で同一八年一月四日から施行〕（後略）	第一条 この法律は、消費労働省及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日〔平成二一年九月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第二十二条 施行日前に前条の規定による改正前の不当表示部改法の表示及び不正表示の規制に係る政令（附則）	第二十二条 施行日前に前条の規定による改正前の不当表示部改法の表示及び不正表示の規制に係る政令（附則）	二～六 〔後略〕
第三十条の規定による通知又は前条の規定による改正前の不当表示部改法の表示及び不正表示の規制に係る政令（附則）	第三十条の規定による通知又は前条の規定による改正前の不当表示部改法の表示及び不正表示の規制に係る政令（附則）	第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定によりりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
審判開始決定書の謄本の送達があった場合においては、当該違反行為に係る排除命令の手続及び審判手続	審判開始決定書の謄本の送達があった場合においては、当該違反行為に係る排除命令の手続及び審判手続	2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の規定による改正後の不当表示部改法の表示及び不正表示の規制に係る政令（附則）

過措置 処分等に 関する経	施行期日	第三条 新法第六条第二項及び第八条第一項の規定は、この法律の施行後に公正取引委員会がした排除命令について適用し、この法律の施行前に公正取引委員会がした排除命令については、なお従前の例による。
附則（平成二年法律第四九号）抄	1 〔後略〕	第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。
附則（平成二〇年法律第二九号）抄	二～六 〔省略〕	二～六 〔省略〕

不當類表示法及改法表置  
改法表示法の示過正経  
不個品景過正経

**3** この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

**第六条** 第十二条の規定による改正前の不當景品類及び不當表示防止法（以下この条において「旧景品表示法」という。）第五条第一項又は第十二条第一項若しくは第四項の規定により発せられた公正取引委員会規則は、第十二条の規定による改正後の不當景品類及び不当表示防止法（以下この条において「新景品表示法」という。）第五条第一項又は第十二条第一項若しくは第四項の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令としての効力を有するものとする。

**2** 施行日前に公正取引委員会がした旧景品表示法第三条の規定による制限又は禁止は、施行日内閣総理大臣がした新景品表示法第三条の規定による制限又は禁止とみなす。

罰則の適用に関する経過措置

政令への

**3** 新景品表示法第六条の規定は、施行日前にされた旧景品表示法第三条の規定による制限若しくは禁止又は旧景品表示法第四条第一項の規定に違反する行為についても適用があるものとする。ただし、施行日前に旧景品表示法第六条第一項の規定による命令がされた場合における当該命令及び当該命令に係る違反行為に関する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定の適用並びに当該命令についての不服の申立てについては、なお従前の例による。

**4** この法律の施行の際現に旧景品表示法第十二条第一項の規定により認定を受けている協定又は規約は、施行日に新景品表示法第十二条第一項の規定により内閣総理大臣及び公正取引委員会の認定を受けた協定又は規約とみなす。

**5** 施行日前に旧景品表示法第十二条第一項又は第三項の規定により公正取引委員会がした処分についての不服の申立てについては、なお従前の例による。

**第六条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第九条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、

			委任
			この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する 経過措置を含む。）は、政令で定める。
		附 則（平成二五年法律第一〇〇号）抄	
施行期日			第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 〔平成二七年政令第一四号で同年四月一日から施行する。〕（後略）
経過措置の原則	施行期日	附 則（平成二六年法律第六九号）抄	第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日〔平成二八年四月一日〕から施行する。
訴訟に関する経過措置	第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。	第三条 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行後に提起されたものについては、なお従前の例による。	2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
その他の経過措置の委任へ置く	第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、	第四条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行後に提起されたものについては、なお従前の例による。
	第十一条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。	第五条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。	決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（罰則に關する経過措置を含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

不當景品類 及び不當表示 及び不當表示 防止法等の法律 （平成二六年法律第七一号）	抄	政府の措置	止法の一部改正に伴う経過措置	
			施行期日	罰則に関する経過措置
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第四条 第一条の規定により講じられる措置のほか、政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。	附 則	〔平成二六年政令第二四二号〕で同年一二月一日から施行。ただし、第四条の規定は、平成二六年七月二日から施行」ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	2 前項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日において第一条の規定による改正後の不當景品類及び不当表示防止法第七条第二項の規定により定められたものとみなす。
第一次条及び附則第五条の規定 公布の日	第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關する必要な経過措置は、政令で定める。	檢討	第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
二 第一条中不當景品類及び不当表示防止法第十条の改正規定及び同法本則に一条を加える改正規定〔中略〕公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二七年政令第三五八号〕で同二八年四月一日から施行〕	附 則（平成二六年法律第一一八号）抄	施行期日	第七条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成二七年政令第四二二号〕で同二八年四月一日から施行」ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。	第二条 この法律による改正後の不當景品類及び不当表示防止法（以下「新法」という。）第二章第三節の規定
第一条 内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、第一条の規定による改正後の不當景品類及び不当表示		経過措置		

委任への 政令	検討	第三条 前条に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
調整規定	第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
施行期日	第七条 施行日が行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)の施行の日前である場合には、同法第二十八条のうち不当景品類及び不当表示防止法第十二条第十項の改正規定中「第十二条第十項」とあるのは、「第三十三条第十項」とする。	
附 則(令和元年法律第一六号)抄	第七条 不当景品類及び不当表示防止法(平成二十六年法律第六十九号)の額め法定する法規第一項に定めるる令で定する方法算定する売上定額	

第一項に定めるる令で定する方法算定する売上定額	○不当景品類及び不当表示防止法 施行令
第一項に定めるる令で定する方法算定する売上定額	(平成二十一年八月十四日) 政令 第二百一十八号
第一項に定めるる令で定する方法算定する売上定額	改正 平成二七年一月二七日政令第三六八号 平成二七年一二月二六日政令第三二三号
第一項に定めるる令で定する方法算定する売上定額	平成二九年一二月二七日政令第三二六号 令和三年六月二日政令第一六二号
第一項に定めるる令で定する方法算定する売上定額	不當景品類及び不當表示防止法施行令 題名一 部改正(平成三六八)、全改(平二七政四二三)
第一項に定めるる令で定する方法算定する売上定額	内閣は、不當景品類及び不當表示防止法(昭和三十七年法律第三百三十四号)第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
第一項に定めるる令で定する方法算定する売上定額	第一条 不当景品類及び不当表示防止法(以下「法」という。)第八条第一項に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、次条に定めるものを除き、法第八条第二項に規定する課徴金対象期間(以下単に「課徴金対象期間」という。)において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控除するものとする。

一 課徴金対象期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合 控除した額

二 課徴金対象期間において商品が返品された場合 返品された商品の対価の額

三 商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によつて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。）があつた場合 課徴金対象期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定すべき場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

本条一追加（平一七政四二三）

**第二条** 法第八条第一項に規定する課徴金対象行為（以下単に「課徴金対象行為」という。）に係る商品又は役務の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められる場合において、課徴金対象期間において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額と課徴金対象期間において締結した契約により定められ

### 法第十一条 第一項に規定する 一般消費者の 特定消費

た商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、同項に規定する売上額の算定の方法は、課徴金対象期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額を合計する方法とする。

2 前条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、前項に規定する方法により売上額を算定する場合に準用する。

本条一追加（平二七政四二三）

**第三条** 法第十一条第一項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて特定されているものは、当該一般消費者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（法第十五条第一項の規定による通知を受けた者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について前条第一項の規定を適用する場合にあつては、当該一般消費者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）が課徴金対象期間内であることが、当該商品の購入又は役務の提供の対価の支払に充てた金銭に係る領収書、当該商品の購入又は役務の提供に係る契約に係る契約書その他の当該事実を証する資料により特定された者（次条及び

第五条第一項において「特定消費者」という。)とする。

本条→追加(平二七政四三三)

法定第一項に規定する購入額の額め方の算定法

第四条 法第十条第一項に規定する政令で定める購入額の算定の方法は、次条に定めるものを除き、同項の申出をした特定消費者が課徴金対象期間において引渡しを受けた商品又は提供を受けた役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控除するものとする。

一 課徴金対象期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部が控除された場合 控除された額

二 課徴金対象期間において商品を返品した場合 返品した商品の対価の額

三 商品の引渡し又は役務の提供を行う者から引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を受けるべき旨が書面によつて明らかなる契約(一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを受けない旨を定めるものを除く。)があつた場合 課徴金対象期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額(一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によって算定

すべき場合には、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額)

本条→追加(平二七政四三三)

第五条 法第十五条第一項の規定による通知を受けた者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について第二条第一項の規定を適用する場合においては、法第十条第一項に規定する購入額の算定の方法は同項の申出をした特定消費者が課徴金対象期間において締結した契約により定められた商品の購入又は役務の提供の対価の額を合計する方法とする。

2 前条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、前項に規定する方法により購入額を算定する場合に準用する。

本条→追加(平二七政四三三)

第六条 法第十二条第三項の場合において、当該消滅した法人が行った法第八条第二項に規定する取引(以下のこの条及び第十条において「課徴金対象行為後取引」という。)又は同項に規定する措置(以下この条及び第十条において「不当顧客誘引解消措置」という。)は法第十二条第三項の規定により合併後存続し、又は合併により設立された法人がしたとみなされる課徴金対象行為について、当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が行つた課徴金対象行為後取引又は不

法第十二条第三項の場合における法第八条第二項及び第三項並びに第九条までの規条まで

当顧客誘引解消措置とみなして、法第八条第二項の規定を適用する。

本条一追加（平二七政四二三）

#### 第七条 法第十二条第三項の場合における法第八条第三項の規定の適用については、次項に定めるものを除き、

同条第三項中「当該表示をした事業者」とあるのは「当該表示をした事業者との合併後存続し、又は当該事業者と他の事業者の合併により設立された法人」と、「当該事業者」とあるのは「当該合併後存続し、又は合併により設立された法人」とする。

2 法第十二条第三項の場合において、当該消滅した法人が法第八条第三項の規定による資料の提出の求めを受けたときにおける同項の規定の適用については、同項中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は当該事業者との合併後存続し、若しくは当該事業者と他の事業者との合併により設立された法人のいずれも」とする。

本条一追加（平二七政四二三）

第八条 法第十二条第三項の場合において、当該消滅した法人が行つた法第九条の規定による報告は、同項の規定により合併後存続し、又は合併により設立された法人がしたとみなされる課徴金対象行為に該当する事

実について、当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が行つた同条の規定による報告とみなして、同条の規定を適用する。

本条一追加（平二七政四二三）

#### 第九条 法第十二条第三項の場合において、当該消滅した法人が行つた法第十条第一項に規定する返金措置、

同項の認定の申請、同条第四項の規定による報告、同条第六項の規定による変更の認定の申請若しくは法第十二条第一項の規定による報告（以下この条及び第十三条において「実施予定返金措置計画申請等」という。）又は当該消滅した法人が受けた法第十条第一項の認定、同条第六項の規定による変更の認定、同条第八項の規定による同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）の取消し若しくは法第十五条第一項の規定による通知（以下この条及び第十三条において「実施予定返金措置計画認定等」という。）は、法第十二条第三項の規定により合併後存続し、又は合併により設立された法人がしたとみなされる課徴金対象行為について、当該合併後存続し、若しくは合併により設立された法人が行つた実施予定返金措置計画申請等又は当該合併後存続し、若しくは合併により設立された法人が受けた実施予定返金措置計画認定等とみ

なして、法第十条及び第十二条の規定を適用する。

本条一追加（平二七政四二三）

法第十二条の規定による報告にあつては、当該特定事業承継子会社等（当該特定事業承継子会社等が二以上ある場合にあつては、当該特定事業承継子会社等のいずれも）のいづれも」とする。

第十二条 法第十二条第四項の場合において、当該消滅した法人が行つた実施予定返金措置計画申請等又は当該消滅した法人が受けた実施予定返金措置計画認定等は、同項の規定により特定事業承継子会社等がしたとみなされる課徴金対象行為について、当該特定事業承継子会社等が行つた実施予定返金措置計画申請等又は当該特定事業承継子会社等が受けた実施予定返金措置計画認定等とみなして、法第十条及び第十二条の規定による報告とみなして、同条の規定を適用する。

本条一追加（平二七政四二三）

第十三条 法第十二条第四項の場合において、当該消滅した法人が行つた法第九条の規定による報告は、同項の規定により特定事業承継子会社等がしたとみなされる課徴金対象行為に該当する事実について、当該特定事業承継子会社等が行つた同条の規定による報告とする。

第十四条 法第十二条第四項の場合は、当該消滅した法人が行つた法第九条の規定による報告は、同項の規定により特定事業承継子会社等がしたとみなされる課徴金対象行為に該当する事実について、当該特定事業承継子会社等が行つた同条の規定による報告とする。

本条一追加（平二七政四二三）

第十五条 法第十二条第四項の場合は、当該消滅した法人が行つた法第九条の規定による報告は、同項の規定により特定事業承継子会社等がしたとみなされる課徴金対象行為に該当する事実について、当該特定事業承継子会社等が行つた同条の規定による報告とする。

法第十二条第四項の場合において、当該消滅した法人が行つた法第九条の規定による報告は、同項の規定により特定事業承継子会社等がしたとみなされる課徴金対象行為に該当する事実について、当該特定事業承継子会社等が行つた同条の規定による報告とする。

法第十二条第四項の場合において、当該消滅した法人が行つた法第九条の規定による報告は、同項の規定により特定事業承継子会社等がしたとみなされる課徴金対象行為に該当する事実について、当該特定事業承継子会社等が行つた同条の規定による報告とする。

長官に委任されない権限

本条一部追加（平二七政四二三）

**第十四条** 法第三十三条规定第一項の政令で定める権限は、法第一条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これららの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

本条一部改正（平二六政三六八）、本条一部改正・旧一条  
一四条に継下（平二七政四二三）

**第十五条** 法第三十三条规定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

法第三十三条第三項で定められた政令第三十一条の政令第三十一条で定められた政令第三十一条

権限の行使結果の報告の告白

事業所管の大臣等への委任の権限等

は表示に対処するために事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官が有する専門的知見を特に活用する必要があること。

本条一部追加（平二六政三六八）、本条一部改正・旧三条一  
六条に継下（平二七政四二三）

**第十七条** 消費者庁長官は、法第三十三条规定により、法第二十九条第一項の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び期間を定めて、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任するものとする。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 消費者庁長官は、前項の規定により委任しようとする事務の範囲及び期間を定めようとするとときは、あらかじめ、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に協議しなければならない。

本条一部追加（平二六政三六八）、一項一部改正・旧四条一  
七条に継下（平二七政四二三）

**第十八条** 法第三十三条规定第四項の規定による報告は、速やかに、次に掲げる事項を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。）により行うものとする。

二 前号のほか、効果的かつ効率的に不当な景品類又は必要があること。

一 報告若しくは物件の提出の命令又は立入検査若しくは質問を行つた結果により判明した事実

二 その他参考となるべき事項

本条一追加（平二六政三六八）、本条一部改正・旧五条一一  
八条に継下（平二七政四二三）

第十九条

財務大臣は、法第三十三条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限を、(いずれも国税庁の所掌に係るもの)を除く。を、特定事業者（法第二十九条第一項に規定する当該事業者及びその者とその事業に関して関係のある事業者をいふ。以下この条において同じ。）の事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）又は税閥長に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 財務大臣は、法第三十三条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限を、特定事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

3 厚生労働大臣は、法第三十三条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限を、特定事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあっては、四国厚生支局長）又は都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4 農林水産大臣は、法第三十三条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限を、特定事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

5 経済産業大臣は、法第三十三条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限を、特定事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

6 土地交通大臣は、法第三十三条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限を、

することを妨げない。

特定事業者の事務所、事業所その他その事業を行つ場所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長又は地方航空局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

**7 環境大臣**は、法第三十三条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限を、特定事業者の事務所、事業所その他その事業を行つ場所の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

本条一部追加（平二六政三六八）、一・二・三・四・五・六・七

**第二十条** 金融厅長官は、法第三十三条第三項の規定により委任された権限（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者が行う同条第八項に規定する金融商品取引業に係る商品又は役務の取引、同条第十二項に規定する金融商品仲介業者が行う同条第十一項に規定する金融商品仲介業に係る商品又は役務の取引及び同項に規定する登録金融機関が行う同法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務に係る商品又は役務の取引並びに金融サービスの提供に関する法律（平成

証券取引等監視委員会へ  
の委任

財務局長  
等への委任

十二年法律第一百一号）第十一一条第六項に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第四項に規定する有価証券等仲介業務に係る商品又は役務の取引に関するものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融厅長官が自らその権限を行使することを妨げない。

**2 証券取引等監視委員会**は、前項の規定により委任された権限行使したときは、速やかに、その結果について金融厅長官に報告しなければならない。

本条一部追加（平二六政三六八）、一項一部改正・旧七条一二〇条に繰下（平二七政四二三）、一項一部改正（平二九政三二六・令三政一六二）

**第二十二条** 金融厅長官は、法第三十三条第三項の規定により委任された権限（同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）及び同条第四項の規定による権限（同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限に係るものを除く。）を、法第二十九条第一項に規定する当該事業者（次項及び次条において単に「当該事業者」という。）の主たる事務所又は事業所（次項及び次条第一項において「主たる事務所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項の規定により委任された権限で、当該事業者の主たる事務所等以外の事務所、事業所その他その事業を行う場所（以下この項及び次条第二項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

本条一追加（平二六政三六八）、一項一部改正・旧八条一二

第二十二条 証券取引等監視委員会は、法第三十三条第六項の規定により委任された権限を、当該事業者の主たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項の規定により委任された権限で、当該事業者の従たる事務所等に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が

都道府県  
が処理す  
る事務

福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。  
本条一追加（平二六政三六八）、一項一部改正・旧九条一二  
二条に繰下（平二七政四二三）

第二十三条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、法第七条及び第二十九条第一項の規定による権限に属する事務

（同項の規定による権限に属する事務にあっては、法第七条第一項の規定による命令を行うため必要があると認める場合におけるものに限る。）は、不当な景品類の提供又は表示がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあり、消費者庁長官（法第二十九条第一項の規定による権限について、法第三十三条第二項の規定により公正取引委員会に委任された場合にあっては公正取引委員会、同条第三項の規定により事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官、同一条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任された場合にあっては証券取引等監視委員会。以下この項において同じ。）がその事態に適正かつ効率的に対処す

るため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、消費者庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。

2 前項本文の規定により同項本文に規定する事務を行つた都道府県知事は、速やかに、その結果を消費者庁長官に報告しなければならない。

3 第一項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

本条一追加（平二六政三六八）、一項一部改正・旧一〇条一  
二三条に繰下（平二七政四二三）

この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

#### 附 則

施行期日

- 1 この政令は、不當景品類及び不當表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）の施行の日（平成二十六年十一月一日）から施行する。  
附 則（平成二七年政令第四二三号）  
この政令は、不當景品類及び不當表示防止法の一部を

施行期日

改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

#### 附 則（平成二九年政令第三二六号）

この政令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

#### 附 則（令和三年政令第一六二号）抄

1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。〔後略〕

〔編者注〕

令和三年六月一日内閣府令第百六十二号により、不當景品類及び不當表示防止法施行令第二十条第一項中の一部が改正されております。

## ○不当景品類及び不当表示防止法 施行規則

(平成二十八年二月五日)  
内閣府令第六号

改正 令和元年 六月二八日内閣府令第一七号  
令和二年 二月二八日内閣府令第八七号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三条第一項、第六条第一項、第八条第二項、第九条、第十条第一項、第三項第四項、第五項第三号及び第六項、第十一项第一項及び第二項、第二十一條、第三十一条第一項及び第四項並びに第三十四条第一項の規定に基づき、不当景品類及び不当表示防止法施行規則を次のように定める。

### 不当景品類及び不当表示防止法施行規則

第一条 この府令において使用する用語は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）及び不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二十一年政令第二百十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

第二条 消費者庁長官は、法第三条第一項及び第六条第一項の規定による公聴会を開こうとするときは、その期日の十四日前までに、公聴会の期日及び場所、案件

公聴会の実施	公聴会の公述の依頼	公述人の選定	第三条
公聴会の記録	公聴会の実施	公述人の選定	公聴会において意見を述べることができる者は、前条の規定により意見を申し出た者のうちから消費者庁長官が選定し、本人にその旨を通知する。
二 公聴会の期日及び場所	2 前項の規定により公聴会を主宰した職員は、次条各号に掲げる事項を記載した報告書を作成し、消費者庁長官に提出するものとする。	2 消費者庁長官は、必要があると認めるときは、当該案件に対し、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないようこれをしなければならない。	第四条 消費者庁長官は、必要があると認めるときは、学識経験者又は関係行政機関の職員に公聴会において意見を述べることを求めることができる。
一 案件の内容	第六条 消費者庁長官は、公聴会について、次に掲げる事項を記載した記録を作成するものとする。	第五条 公聴会は、消費者庁長官が指定する消費者庁の職員に主宰させることができる。	第六条 消費者庁長官は、公聴会について、次に掲げる事項を記載した記録を作成するものとする。
三 公聴会において意見を述べた者の氏名、住所及び職業（法人その他の団体にあっては、その名称、主			

たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びにその意見の要旨

#### 四 その他必要な事項

法第七条第二項等条による規定に依る資料の提出要件の手続のとする。

#### 第七条

消費者庁長官は、法第七条第二項又は第八条第三項の規定に基づき資料の提出を求める場合は、次に掲げる事項を記載した文書を交付して、これを行うものとする。

##### 一 事業者の氏名又は名称

##### 二 資料の提出を求める表示

##### 三 資料を提出すべき期限及び場所

#### 2 法第七条第二項及び第八条第三項に規定する期間

は、前項の文書を交付した日から十五日を経過するまでの期間とする。ただし、事業者が当該期間内に資料を提出しないことについて正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。

法第二項に規定する内閣府令で定める措置

は、課徴金対象行為に係る表示が同条第一項ただし書各号のいずれかに該当することを時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他の不當に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれ解消する相当な方法により一般消費者に周知する措置とする。

#### 第九条 法第九条の規定による報告をしようとする者

課徴金対

象行為に該当する事実の報告の方法

は、様式第一による報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を、次に掲げるいずれかの方法により、消費者庁長官に提出しなければならない。

##### 一 直接持参する方法

##### 二 書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。第三項において「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般

信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達の記録を行う

もの又はこれらに準ずる方法により送付する方法

##### 三 ファクシミリ装置を用いて送信する方法

##### 四 電磁的記録を情報通信技術を活用した行政の推進等に關する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法（以下「電磁的方法」という。）

前項の報告書（第三号に規定する方法により提出するものを除く。）には、課徴金対象行為に該当する事実

の内容を示す資料を添付するものとする。

3 第一項第二号に掲げる方法により同項に規定する報

告書が提出された場合において、当該報告書を日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局を含み、郵便の業務を行うものに限る。）に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第一条第三項に規定する信書便物（以下この項において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その表示がないとき又はその表示が明瞭でないときはその郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日の午後十二時に、当該報告書が消費者庁長官に提出されたものとみなす。

4 第一項第三号の方法により同項に規定する報告書が

提出された場合は、消費者庁長官が受信した時に、当該報告書が消費者庁長官に提出されたものとみなす。

5 第一項第三号の方法により同項に規定する報告書の提出を行つた者は、直ちに、当該報告書の原本及び第

二項に規定する資料を消費者庁長官に提出しなければならない。

6 第一項第四号の方法により同項に規定する電磁的記録が送信された場合は、消費者庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、同

項に規定する報告書が消費者庁長官に提出されたものとみなす。

一項一部改正・六項追加（令二内閣府令八七）

実施予定返金措置の認定申請の方法

請求

第十一条 法第十条第一項の規定により実施予定返金措置

計画の認定を受けようとする者（次条第一項第二号及び第四号において「申請者」という。）は、様式第二に

よる申請書（当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を消費者庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。

一 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項

を示す資料

二 実施予定返金措置の実施に必要な資金の調達方法

を証する資料

三 その他法第十条第一項の認定をするため参考となるべき事項を記載した資料

法第十三条  
規定期定する  
内閣府令で定め  
る等の事項

一 二項一部改正（令二内閣府令八七）

**第十一條 法第十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。**

一 法第十条第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置（次項において「認定申請前の返金措置」という。）の対象となつた者の氏名又は名称

二 前号に規定する者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（申請者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあっては、当該前号に規定する者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）

三 第一号に規定する者からの法第十一条第一項に規定する申出があつたこと。

四 第一号に規定する者の取引に係る商品又は役務の令第四条で定める方法により算定した購入額（申請者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあつては、令第五条で定める方法により算定した購入額）及び当該購入額に百分の三を乗じて得た額

五 第一号に規定する者に対して金錢を交付した日  
六 第一号に規定する者に対して交付した金錢の額及

法第十四条  
規定期定による  
報告書による  
方法

び計算方法

**七 第一号に規定する者に対する金錢の交付方法**

**八 その他参考となるべき事項**

2 前項各号に掲げる事項を前条第一項の申請書に記載する場合には、当該申請書には、認定申請前の返金措置を実施したことと証する資料を添付するものとする。

**第十二条 法第十条第四項の規定による報告をしようとする者（次項第二号及び第四号において「申請後認定前報告者」という。）は、様式第三による報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を消費者庁長官に提出しなければならない。**

**2 法第十条第四項に規定する内閣府令で定める事項**

は、次に掲げる事項とする。

一 法第十条第一項の認定の申請後これに對する処分を受けるまでの間に実施した返金措置（第八号及び次項において「申請後認定前の返金措置」という。）の対象となつた者の氏名又は名称

二 前号に規定する者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（申請後認定前報告者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあつては、当該前号に規定する者が課徴金対象

行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日)

三 第一号に規定する者からの法第十条第一項に規定する申出があつたこと。

四 第一号に規定する者の取引に係る商品又は役務の

令第四条で定める方法により算定した購入額(申請

後認定前報告者に係る法第八条第一項に規定する売

上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を

適用する場合にあつては、令第五条で定める方法に

より算定した購入額)及び当該購入額に百分の三を

乗じて得た額

五 第一号に規定する者に対して金銭を交付した日

六 第一号に規定する者に対して交付した金銭の額及び計算方法

七 第一号に規定する者に対する金銭の交付方法

八 申請後認定前の返金措置に要した資金の額及びその調達方法

九 その他参考となるべき事項

3 第一項の報告書には、申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料及び当該返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する資料を添付するものとする。

一・三項一部改正(令二内閣府令八七)

法第十条第三号に規定する内閣府令で定める期間は、法第十五条第一項の規定による通知を受けた者が、第十条第一項の申請書を消費者庁長官に提出した日から四月を経過する日(法第十条第七項において準用する場合にあつては、第十条第一項の申請書に記載された実施予定返金措置計画の実施期間の末日から一月を経過する日)までの期間とする。

第十四条 法第十条第六項の規定により認定実施予定返金措置計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、様式第四による申請書(当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を消費者庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、法第十条第九項の規定による認定の通知に係る資料の写しその他同条第六項の認定をするため参考となるべき事項を記載又は記録した資料を添付するものとする。

一・二項一部改正(令二内閣府令八七)

第十五条 法第十二条第一項の規定による報告をしようとする者は、様式第五による報告書(当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を消費者庁長官に提出しなければならない。

前項の報告書には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。

一 法第十一条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画（同条第六項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次号及び次条において同じ。）に適合して実施されたことを証する資料

二 認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する資料

三 法第十一条第一項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する資料

一・二項一部改正（令二内閣府令八七）

**第十六条** 法第十一条第二項に規定する内閣府令で定めることにより計算した額は、次項に定める場合を除き、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

一 認定事業者が実施した認定実施予定返金措置計画に係る返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に法第十条第三項に規定する事項が記載若しくは記録されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあっては、当該記載若しくは記録又は報告に係る返金措置を含む。次号及び次項において同じ。）において交付された金銭の額が当該返金措置の対象となつた者の取引に係る商品又は役務の令第四条で定める方法により算定した購入額（法

第十二条第一項の規定による報告をした者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあっては、令第五条で定める方法により算定した購入額。以下「特定購入額」という。）に相当する額を上回るときは、当該特定購入額に相当する額

二 認定事業者が実施した認定実施予定返金措置計画に係る返金措置において交付された金銭の額が特定購入額に相当する額以下であるとき、当該返金措置において交付された金銭の額

法第十二条第四項の場合において、特定事業承継子会社等が二以上あるときであつて、そのうち二以上の特定事業承継子会社等が法第十一条第一項の規定により認定実施予定返金措置計画に係る返金措置（以下この項において「二以上子会社等実施返金措置」という。）の結果を報告し、消費者庁長官が同条第二項の規定により当該二以上子会社等実施返金措置が当該二以上の特定事業承継子会社等に係る認定実施予定返金措置計画にそれぞれ適合して実施されたと認めたときは、当該二以上の特定事業承継子会社等について同項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

一 当該二以上子会社等実施返金措置の対象となつた

者が同一である場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める額イ 当該二以上子会社等実施返金措置（令第十三条の規定により当該特定事業承継子会社等が行ったとみなされる返金措置を除く。）において交付された金銭の額の合計額に同条の規定により当該特定事業承継子会社等が行つたとみなされる返金措置において交付された金銭の額（当該返金措置がない場合にあっては零）を加えた額（ロにおいて「特定交付額」という。）が特定購入額に相当する額を上回るとき 特定交付額に相当する額二 前号に該当しない場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める額イ 当該二以上子会社等実施返金措置において交付された金銭の額が特定購入額に相当する額を上回るとき 当該特定購入額に相当する額ロ イに該当しないとき 当該特定購入額に相当する額

課徴金の督促の順序 及び當付す金の充 べき場合	課徴金の督 促納付の 課徴金の督 促納付の 督促の順序 及び當付す金の充 べき場合	特例減額の額 の算定の方法 における特 定事業承 継子会社等 の場合は 該当する と見なさ れる返金措 置を除く。 の規定によ り計算した 課徴金の額 から前条の 規定により 計算した額 を減額する ものとする。 この場合に おいて、当該 減額後の額 が零を下回 ときは、当該 額は、零と する。
一項一部改正（令二内閣府令八七）	課徴金の督促の順序 及び當付す金の充 べき場合	2 消費者庁長官は、前項の規定により計算した特例特定事業承継子会社等に係る課徴金の額が一万円未満となつたときは、法第八条第一項の規定にかかるわらず、特例特定事業承継子会社等に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、消費者庁長官は、速やかに、当該特例特定事業承継子会社等に対し、文書をもってその旨を通知するものとする。
第十七条 法第十二条第四項の場合において、特定事業承継子会社等が二以上あるときであつて、そのうち一	第十八条 法第十八条第一項の督促状は、課徴金の納付の督促を受ける者に送達しなければならない。	第十九条 法第十八条第二項の規定により延滞金を併せて徴収する場合において、事業者の納付した金額がそのままでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる課徴金に充てられたものとする。

課徴金納付命令の執行の方の命令

身分を示す証明書

**第二十条** 法第十九条第一項の規定による課徴金納付命令の執行の命令は、文書をもって行わなければならない。

2 前項の命令書の謄本は、課徴金納付命令の執行を受ける者に送達しなければならない。

**第二十一条** 法第二十九条第二項の身分を示す証明書は、様式第六によるものとする。

**第二十二条** 法第三十一条第一項の規定により協定又は規約の認定を受けようとするものは、様式第七による協定を受けようとするものは、様式第七による協定又は規約の認定申請書正本及び副本各一通並びに当該協定又は規約の写し二通を、公正取引委員会又は消費者庁長官のいずれかに提出しなければならない。

2 前項に規定するものは、同項の規定による書類の提出に代えて、当該書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該同項に規定するものは、当該書類を提出したものとみなす。

一項(追加)（令二内閣府令八七）

**第二十三条** 法第三十一条第四項の規定による協定又は規約の認定の告示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

- 一 認定があつた旨
- 二 当該協定又は規約に係る事業の種類

当類不當景品表示不品	施行期日	成資料の作成提出する	通知を受けるべき者の届出
		公正取引委員会又は消費者庁長官に提出する	<b>第二十四条</b> 協定又は規約の認定を受けたものは、当該認定に係る事項について通知を受けるべき者の住所及び氏名を公正取引委員会又は消費者庁長官のいずれかに届け出なければならない。
		本条一部改正（令二内閣府令八七）	<b>第二十五条</b> この府令の規定により公正取引委員会又は消費者庁長官に提出する資料は、日本語で作成するものとする。

#### 附 則

- 1 この府令は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
- 2 次に掲げる府令は、廃止する。

三 当該協定又は規約の内容

四 認定の理由

2 法第三十一条第四項の規定による協定又は規約の認定の取消しの告示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

- 一 取消しがあつた旨
- 二 当該協定又は規約に係る事業の種類
- 三 取消しの理由

止法第一項五  
条第一項五  
の規定による公聴会に  
る内閣府令等の廃止  
止令等の廃止

施行期日	経過措置	定による公聴会に る内閣府令（昭和三十七年公 正取引委員会規則第二号）
	二 不当景品類及び不当表示防止法第十一條の規定による協定又は規約の認定の申請等に関する内閣府令等の廃止 （昭和三十七年公正取引委員会規則第四号）	二 不当景品類及び不当表示防止法第十一條の規定による協定又は規約の認定の申請等に関する内閣府令等の廃止 （昭和三十七年公正取引委員会規則第四号）
	三 不当景品類及び不当表示防止法第四條第二項の規定による資料の提出要求の手続に関する内閣府令 （平成二十一年内閣府令第五十一号）	三 不当景品類及び不当表示防止法第四條第二項の規定による資料の提出要求の手續に関する内閣府令 （平成二十一年内閣府令第五十一号）
	四 不当景品類及び不当表示防止法第九條第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十三号）	四 不当景品類及び不当表示防止法第九條第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十三号）
附 則（令和元年内閣府令第一七号）抄	この府令の施行前に不当景品類及び不当表示防止法第十一条の規定による協定又は規約の認定の申請等に関する内閣府令第一条の規定により提出された協定又は規約認定申請書正本及び副本各一通並びに当該協定又は規約の写し二通は、第二十二条の規定により提出されたものとみなす。	この府令の施行前に不当景品類及び不当表示防止法第十一条の規定による協定又は規約の認定の申請等に関する内閣府令第一条の規定により提出された協定又は規約認定申請書正本及び副本各一通並びに当該協定又は規約の写し二通は、第二十二条の規定により提出されたものとみなす。

〔編者注〕

令和二年十二月二十八日内閣府令第八十七号により、不当景品類及び不当表示防止法施行規則第二十二条に第二項が追加され、様式第七が変更されるなどの改正が行われております。

- 第一条 この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。  
附 則（令和二年内閣府令第八七号）  
この府令は、公布の日から施行する。

## 様式第一（第9条関係）本様式一部改正（令元内閣府令17・令2内閣府令87）

## 課徴金対象行為に該当する事実の報告書

年 月 日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称  
 住所又は所在地  
 代表者の役職名及び氏名  
 連絡先部署名  
 住所又は所在地（郵便番号）  
 担当者の役職名及び氏名  
 電話番号  
 ファクシミリ番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第9条の規定による報告を下記のとおり行います。

記

## 1 報告する課徴金対象行為に該当する事実の概要

(1) 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務	
(2) 当該課徴金対象行為に係る表示	ア 当該課徴金対象行為に係る表示の内容 イ 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の実際
(3) 当該課徴金対象行為をした期間	年 月 日から 年 月 日まで

## 2 その他参考となるべき事項

## 3 添付資料

表のとおり。

番号	添付資料の標目	資料の内容の説明	備考

以上

(記載要領)

## 1 報告する課徴金対象行為に該当する事実の概要

## (1) 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務

当該課徴金対象行為に係る商品又は役務が分かるように1(1)の欄に具体的に記載する。

## (2) 当該課徴金対象行為に係る表示

## ア 当該課徴金対象行為に係る表示の内容

当該課徴金対象行為に係る表示の内容の記載に当たっては、当該課徴金対象行為の内容が明らかになるように、1(2)アの欄に具体的に記載する。

当該表示が複数ある場合、それぞれを記載する。

## イ 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の実際

上記アの表示に対応する課徴金対象行為に係る商品若しくは役務の実際の内容若しくは取引条件、又は同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者の商品若しくは役務の内容若しくは取引条件の実際を、1(2)イの欄に具体的に記載する。

## (3) 当該課徴金対象行為をした期間

当該課徴金対象行為を始めた日及びやめた日を1(3)の欄に記載する。

当該課徴金対象行為を始めた日が明確でない場合は、当該課徴金対象行為を行っていたことが確実な日であって、最も古い日を記載し、「遅くとも」と付記する。

当該課徴金対象行為に係る表示が複数ある場合における当該課徴金対象行為を始めた日については、そのうち最も古い日を記載する。

## 2 その他参考となるべき事項

例えば、当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の内容（特性等）、売上額、商流等、参考となるべき事項を記載する。

## 3 添付資料

(1) 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務に関する資料や当該課徴金対象行為に係る表示に関する資料等、当該課徴金対象行為に該当する事実の内容を示す資料を表に記載し、提出する。

日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

例えば、当該表示に関する資料としては、①当該表示が商品、容器又は包装による広告その他の表示である場合は当該商品、容器又は包装等、②その他の場合は当該課徴金対象行為に係る表示を内容とするチラシ、パンフレット、ポスター、新聞紙、雑誌等の写し（テレビ放送による表示であるときは映像を録画し音声を録音したもの、ウェブサイトにおける表示であるときはウェブサイトのページを印刷等したもの）等が考えられる。

(2) 前記1及び2に記載した事項のうちいずれかの事項の内容を示す資料であるかが分かるように、例えば、前記1(3)に記載した事項の裏付けとなる資料には「1-(3)」という番号を「備考」に記載する。

## (その他一般的な注意事項)

1 代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を添付する。

2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。

3 本報告書には頁番号を記載する。

4 本報告書をファクシミリ装置を用いて又は電子情報処理組織を使用して送信する場合は、誤送信することのないようにする。

5 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

様式第二（第10条関係）本様式一部改正（令元内閣府令17・令2内閣府令87）

実施予定返金措置計画の認定申請書

年　月　日　I

消費者庁長官 殿

氏名又は名称

住所又は所在地

代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名

住所又は所在地（郵便番号）

担当者の役職名及び氏名

電話番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第10条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

- 1 実施予定返金措置の内容及び実施期間
- 2 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項
- 3 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

表1のとおり。

（表1）

金額	自己資金	資金の借入れ	その他	合計
調達先名称	—			—
備考				—

（単位：円）

- 4 その他

- 5 添付資料

表2のとおり。

（表2）

番号	添付資料の標目	資料の内容の説明	備考

以上

(別紙)

## 認定申請前の返金措置に関する事項

## I (注)

実施予定返金措置計画の認定の申請前に既に実施した返金措置(本申請書において「認定申請前の返金措置」という。)がある場合に記載する。

## 1 認定申請前の返金措置に関する事項

表1のとおり。

(表1)

番号	氏名・名称	取引日	申出	購入額	最低額	交付日	交付金額	計算方法	交付方法

## 2 添付資料

表2のとおり。

(表2)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

## (記載要領)

## 1 実施予定返金措置の内容及び実施期間

## (1) 実施予定返金措置の内容

実施予定返金措置の内容を具体的に記載する。

その際、以下のアからエまでの事項が明らかになるよう留意する。

ア 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「法」という。)

第10条第1項の「一般消費者」

「一般消費者」(「課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているもの」)は、「課徴金対象行為に係る商品又は役務」及び「課徴金対象期間」を明らかにしつつ記載する。

なお、本申請書の提出時点において想定している、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号。以下「令」という。)第3条に規定する「該当事実を証する資料」については、「4 その他」に参考事項として記載する(後記4(1)を参照)。

イ アの「一般消費者」からの申出があった場合に金銭を交付すること

ウ 交付する金銭の額の計算方法

交付する金銭の額の計算方法が、実施予定返金措置の対象となる者の取引に係る商品又は役務の令第4条で定める方法により算定した購入額(申請者に係

る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、令第5条で定める方法で算定した購入額)に100分の3を乗じて得た額以上の金銭の額を計算する方法であることが分かるよう記載する。

### エ 金銭の交付方法

#### (2) 実施期間

本申請書の提出日から4か月を経過する日までの期間の範囲内で、実施予定返金措置の開始日及び終了日を記載する。

#### 2 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項

実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法、周知を予定している時期(既に周知済みの場合は当該周知の時期)、周知期間及び周知内容を具体的に記載する。

#### 3 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

表1に、必要な資金の額及びその調達方法を記載する。

その際、「自己資金」には自ら保有する資金から出捐する金額を、「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には「自己資金」及び「資金の借入れ」以外の調達方法による出資等の調達額を、調達先の名称及び金額内訳を示しつつ記載する。本申請書の提出日後に実施予定返金措置の実施に必要な資金の額を調達する予定である場合、「備考」に調達予定期限を記載する。

#### 4 その他

(1) 参考事項として、本申請書の提出時点で想定している令第3条に規定する「当該事実を証する資料」の標目を記載する(例えば、令第3条に規定する領収書や契約書を想定している場合は、それらを記載する。)。当該資料が複数ある場合は、全ての資料の標目を記載する。

特定の資料を組み合わせることにより初めて当該事実を証する資料に該当すると考える場合は、当該特定の資料の組合せが分かるように記載する(例えば、資料A、資料B及び資料Cのうち当該事実を証する資料に該当する組合せが資料A及び資料B、資料A及び資料Cであると考える場合、当該組合せを明記する。)。

(2) また、参考事項として、実施予定返金措置の対象となる者に依頼する申出の方法を記載する。当該申出の方法が複数ある場合は、全ての方法を記載する。

(3) 認定申請前の返金措置がある場合は、「別紙のとおり認定申請前の返金措置を実施した。」旨を記載し、当該認定申請前の返金措置に関する事項を別紙に記載する。別紙の記載要領は6のとおり。

#### 5添付資料

(1) ①実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項を示す資料、②実施予定返金措置の実施に必要な資金の調達方法を証する資料及び③その他実施予定返金措置計画の認定をするため参考となるべき事項を記載した資料を本申請書に添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

- (2) 当該資料を添付するに当たっては、表2に、当該資料の内容を記載する。  
その際、添付する資料が、(1)①から③までのいずれに関する資料であるのかを「備考」に記載する。
- (3) 別紙（認定申請前の返金措置がある場合）の添付資料については6(2)のとおり。
- 6 別紙（認定申請前の返金措置がある場合）
- (1) 認定申請前の返金措置に関する事項
- 別紙の表1に、認定申請前の返金措置に関する事項を記載する。  
その際、以下のアからコまでに留意する。
- ア 認定申請前の返金措置に関する事項を当該認定申請前の返金措置の対象となつた者ごとに記載する。
- イ 「氏名・名称」には、当該認定申請前の返金措置の対象となつた者の氏名又は名称を記載する。
- ウ 「取引日」には、当該認定申請前の返金措置の対象となつた者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（申請者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、当該認定申請前の返金措置の対象となつた者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引をしたことが確実な時期を記載する。
- エ 「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があったことが分かるように「有」と記載する。
- オ 「購入額」には、当該認定申請前の返金措置の対象となつた者の取引に係る商品又は役務の令第4条で定める方法により算定した購入額（申請者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、令第5条で定める方法により算定した購入額）を記載する。
- カ 「最低額」には、当該購入額に100分の3を乗じて得た額（小数点以下切上げ）を記載する。
- キ 「交付日」には、当該認定申請前の返金措置の対象となつた者に対して金銭を交付した日を記載する。
- ク 「交付金額」には、当該認定申請前の返金措置の対象となつた者に対して交付した金銭の額を記載する。
- ケ 「計算方法」には、当該認定申請前の返金措置の対象となつた者に対して交付した金銭の額の計算方法を記載する。
- コ 「交付方法」には、当該認定申請前の返金措置の対象となつた者に対する金銭の交付方法を記載する。
- (2) 添付資料
- 認定申請前の返金措置を実施したことと証する資料を本申請書に添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

当該認定申請前の返金措置を実施したことを証する資料を添付するに当たっては、別紙の表2に、当該資料が証する事実等を記載する。

その際、以下のアからウまでに留意する。

ア 「番号」には、別紙の表1記載の認定申請前の返金措置の対象となった者に対応する番号を記載する。

当該認定申請前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、添付資料ごとに枝番号を用いて別の行に記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて別紙の表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、当該資料は枝番号を用いず一つの行に記載する（例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、資料A及び資料Bを一つの行に記載する。）。

イ 「添付資料の標目」には、別紙の表1記載の事項を証する資料の標目を記載する。

当該認定申請前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、記載した枝番号ごとに一つの添付資料の標目を記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて別紙の表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、一つの枝番号に対応する行に当該複数の資料を記載する（例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、当該資料A及び資料Bを一つの行に記載する。）。

ウ 「証する事実」には、別紙の表1記載の事項のうち、どの事実を証するのかが明らかになるよう、その項目を記載する。

(その他一般的な注意事項)

- 1 代理人により本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
- 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
- 3 本申請書には頁番号を記載する。
- 4 実施予定返金措置計画は、法第15条第1項の規定による通知に記載された弁明書の提出期限までに消費者庁長官に提出する。
- 5 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

様式第三（第12条関係）本様式一部改正（令元内閣府令17・令2内閣府令87）

申請後認定前の返金措置に関する事項の報告書

年 月 日

消費者庁長官 殿

I  
景品表示法

不适当景品類及び不适当表示防止法施行規則

（様式第三）

氏名又は名称

住所又は所在地

代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名

住所又は所在地（郵便番号）

担当者の役職名及び氏名

電話番号

不适当景品類及び不适当表示防止法（昭和37年法律第134号）第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり、 年 月 日における実施予定返金措置計画の認定の申請後これに対する処分を受けるまでの間に実施した返金措置（本報告書において「申請後認定前の返金措置」という。）に関する事項を報告します。

記

1 申請後認定前の返金措置に関する事項

表1のとおり。

（表1）

番号	氏名・名称	取引日	申出	購入額	最低額	交付日	交付金額	計算方法	交付方法

2 申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法

表2のとおり。

（表2）

	自己資金	資金の借入れ	その他	合計
金額				
調達先名称	—			—
備考				—

（単位：円）

3 添付資料

（1）申請後認定前の返金措置を実施したことの証する資料

表3のとおり。

五一

(表3)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

(2) 申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する資料

表4のとおり。

(表4)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

以上

(記載要領)

## 1 申請後認定前の返金措置に関する事項

表1に、申請後認定前の返金措置に関する事項を記載する。

その際、以下の(1)から(10)までに留意する。

- (1) 申請後認定前の返金措置に関する事項を当該申請後認定前の返金措置の対象となった者ごとに記載する。
- (2) 「氏名・名称」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者の氏名又は名称を記載する。
- (3) 「取引日」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（申請後認定前報告者に係る不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号。以下「令」という。）第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引日が確実な時期を記載する。
- (4) 「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があったことが分かるように「有」と記載する。
- (5) 「購入額」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第4条で定める方法により算定した購入額（申請後認定前報告者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、令第5条で定める方法により算定した購入額）を記載する。
- (6) 「最低額」には、当該購入額に100分の3を乗じて得た額（小数点以下切上げ）を記載する。

(7) 「交付日」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して金銭を交付した日を記載する。

(8) 「交付金額」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額を記載する。

(9) 「計算方法」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額の計算方法を記載する。

(10) 「交付方法」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対する金銭の交付方法を記載する。

## 2 申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法

表2に、申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法を記載する。

その際、表2の「自己資金」には自ら保有する資金から出捐した金額を、「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れにより調達した額を、「その他」には出資等「自己資金」及び「資金の借入れ」以外の調達方法による調達した額を、調達先の名称及び金額内訳を示しつつ記載する。

## 3 添付資料

①申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料及び②申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する資料を、本報告書に添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

### (1) ①申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料

上記①の資料を添付するに当たっては、表3に、当該資料が証する事実等を記載する。

その際、以下のアからウまでに留意する。

ア 「番号」には、表1記載の申請後認定前の返金措置の対象となった者に対応する番号を記載する。

当該申請後認定前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、添付資料ごとに枝番号を用いて別の行に記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、当該資料は枝番号を用いず一つの行に記載する（例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、資料A及び資料Bを一つの行に記載する。）。

イ 「添付資料の標目」には、表1記載の事項を証する資料の標目を記載する。

当該申請後認定前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、記載した枝番号ごとに一つの添付資料の標目を記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、一つの枝番号に対応する行に当該複数の資料を記載する（例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、当該資料A及び資料Bを一つ

の行に記載する。)。

ウ 「証する事実」には、表1記載の事項のうち、どの事実を証するのかが明らかになるよう、その項目を記載する。

(2) ②申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する資料

上記②の資料を添付するに当たっては、表4に、当該資料の証する事実等を記載する。

(その他一般的な注意事項)

- 1 代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
- 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
- 3 本報告書には頁番号を記載する。
- 4 本報告書は、申請後認定前の返金措置を実施したときは、遅滞なく、消費者庁長官に提出する。
- 5 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

## 様式第四（第14条関係）本様式一部改正（令元内閣府令17・令2内閣府令87）

## 認定実施予定返金措置計画の変更認定申請書

年　月　日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称  
住所又は所在地  
代表者の役職名及び氏名  
連絡先部署名  
住所又は所在地（郵便番号）  
担当者の役職名及び氏名  
電話番号

年　月　日付で認定を受けた実施予定返金措置計画について、下記のとおり変更したいので、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第10条第6項の規定に基づき、変更の認定の申請を行います。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

変更前	変更後

- 3 変更理由
- 4 添付資料

以上

(記載要領)

- 1 変更事項

認定実施予定返金措置計画のうち変更をする事項を記載する。

- 2 変更事項の内容

変更前と変更後を対比して記載する。その際、変更した部分については下線を引く。

- 3 変更理由

認定実施予定返金措置計画の変更が必要となった理由を具体的に記載する。

- 4 添付資料

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第10条第9項の規定による認定の通知に係る資料の写しその他変更の認定をするため参考となるべき事項を記載した資料を添付する。

日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部

分の抄訳を添付する。

(その他一般的な注意事項)

- 1 代理人により本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
- 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
- 3 本申請書には頁番号を記載する。
- 4 本申請書は、認定実施予定返金措置計画に記載された実施期間の終了日までに消費者庁長官に提出する。
- 5 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

様式第五（第15条関係）本様式一部改正（令元内閣府令17・令2内閣府令87）

認定実施予定返金措置計画の実施結果報告書

年 月 日

I 消費者庁長官 殿

景品表示法

不适当景品類及び不适当表示防止法施行規則  
(様式第五)

氏名又は名称  
住所又は所在地  
代表者の役職名及び氏名  
連絡先部署名  
住所又は所在地（郵便番号）  
担当者の役職名及び氏名  
電話番号

不适当景品類及び不适当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」といいます。）第11条第1項の規定に基づき、 年 月 日に認定された実施予定返金措置計画について下記のとおり実施したので報告します。

記

1 法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に関する事項

表1のとおり。

(表1)

番号	氏名・名称	取引日	申出	購入額	最低額	交付日	交付金額	計算方法	交付方法

2 認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況

(1) 個別の通知

表2のとおり。

(表2)

番号	氏名・名称等	取引日	通知日	周知事項	備考

(2) 個別の通知以外の方法による周知

3 法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の額及びその調達方法  
表3のとおり。

五七

(表3)

	自己資金	資金の借入れ	その他	合計
金額				
調達先名称	一			一
備考				一

(単位：円)

## 4 添付資料

- (1) 法第10条第1項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたことを証する資料

表4のとおり。

(表4)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

- (2) 認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する資料

ア 個別の通知

表5－1のとおり。

(表5－1)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

イ 個別の通知以外の方法による周知

表5－2のとおり。

(表5－2)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

- (3) 法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する資料

表6のとおり。

(表6)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

以上

## (記載要領)

## 1 法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に関する事項

表1に、法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に関する事項を記載する。

その際、以下の(1)から(10)までに留意する。

- (1) 法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に関する事項を当該返金措置の対象となった者ごとに記載する。
- (2) 「氏名・名称」には、当該返金措置の対象となった者の氏名又は名称を記載する。
- (3) 「取引日」には、当該返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」という。）第11条第1項の規定による報告をしようとする者（以下「認定後報告者」という。）に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号。以下「令」という。）第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、当該返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引をしたことが確実な時期を記載する。
- (4) 「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があったことが分かるように「有」と記載する。
- (5) 「購入額」には、当該返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第4条で定める方法により算定した購入額（認定後報告者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、令第5条で定める方法により算定した購入額）を記載する。
- (6) 「最低額」には、当該購入額に100分の3を乗じて得た額（小数点以下切上げ）を記載する。
- (7) 「交付日」には、当該返金措置の対象となった者に対して金銭を交付した日を記載する。
- (8) 「交付金額」には、当該返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額を記載する。
- (9) 「計算方法」には、当該返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額の計算方法を記載する。
- (10) 「交付方法」には、当該返金措置の対象となった者に対する金銭の交付方法を記載する。

## 2 認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況

## (1) 個別の通知

認定実施予定返金措置計画に記載した周知の方法として、実施予定返金措置の対象となる者に個別の通知をした場合、表2に、当該周知の実施状況を記載する。

その際、以下のアからエまでに留意する。

ア 「氏名・名称等」には、個別の通知をした、実施予定返金措置の対象となる者の氏名又は名称、住所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス

その他の実施予定返金措置の対象となる者を識別した事項を記載する。

イ 「取引日」には、実施予定返金措置の対象となる者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（認定後報告者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、実施予定返金措置の対象となる者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引をしたことが確実な時期を記載する。

ウ 「通知日」には、実施予定返金措置の対象となる者に通知した日を記載する。

エ 「周知事項」には、個別の通知によって周知した事項を記載する。

## (2) 個別の通知以外の方法による周知

認定実施予定返金措置計画に記載した周知の方法として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載又は事業者のウェブサイトへ掲載する方法その他個別の通知以外の方法による周知をした場合は、2(2)に、その周知の方法、周知時期、周知期間及び周知事項を具体的に記載する。

## 3 法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の額及びその調達方法

表3に、法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の額及びその調達方法を記載する。

その際、表3の「自己資金」には自ら保有する資金から出捐した額を、「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れにより調達した額を、「その他」には出資等「自己資金」及び「資金の借入れ」以外の調達方法による調達した額を、調達先の名称及び金額内訳を示しつつ記載する。

## 4 添付資料

①法第10条第1項の認定後に実施された返金措置を実施されたことを証する資料、②認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する資料、③法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する資料を添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

### (1) ①法第10条第1項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたことを証する資料

上記①の資料を添付するに当たっては、表4に、当該資料が証する事実等を記載する。

その際、以下のアからウまでに留意する。

ア 「番号」には、表1記載の認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の対象となった者に対応する番号を記載する。

当該返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、添付資料ごとに枝番号を用いて別の行に記載する。ただし、特定の資料を

組み合わせることにより、初めて表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、当該資料は枝番号を用いず一つの行に記載する（例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、資料A及び資料Bを一つの行に記載する。）。

イ 「添付資料の標目」には、表1記載の事項を証する資料の標目を記載する。当該返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、記載した枝番号ごとに一つの添付資料の標目を記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、一つの枝番号に対応する行に当該複数の資料を記載する（例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、当該資料A及び資料Bを一つの行に記載する。）。

ウ 「証する事実」には、表1記載の事項のうち、どの事実を証するのかが明らかになるよう、その項目を記載する。

(2) ②認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する資料

上記②の資料として、実施予定返金措置の対象となる者に対し、個別の通知をしたことを証する資料を添付するに当たっては、表2記載の当該実施予定返金措置の対象となる者に対応する番号順に当該資料を整理した上で添付する。また、表5-1に、当該資料が証する事実等を記載する。

個別の通知以外の方法による周知をしたことを証する資料を添付するに当たっては、表5-2に、当該資料が証する事実等を記載する。

(3) ③法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する資料

上記③の資料を添付するに当たっては、表6に、当該資料の証する事実等を記載する。

(その他一般的な注意事項)

- 1 代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
- 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
- 3 本報告書には頁番号を記載する。
- 4 本報告書は、認定実施予定返金措置計画（法第10条第6項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載された実施期間の経過後1週間以内（当該実施期間の経過後1週間の最後の日が行政機関の休日に当たる場合にあっては、当該休日の翌日まで）に消費者庁長官に提出する。
- 5 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

様式第六（第21条関係）

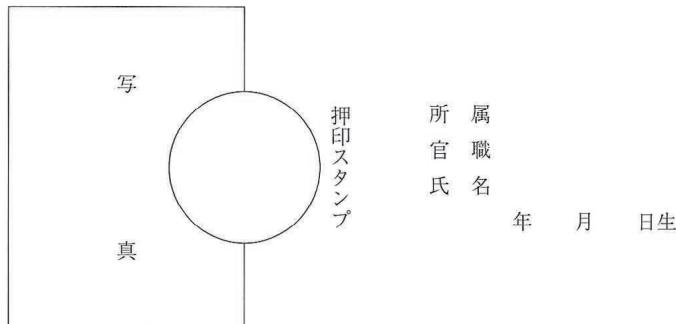
（第1葉）

第 号

年 月 日発行

不当景品類及び不当表示防止法第29条第1項の

規定による立入検査をする職員の身分証明書



発行者名㊞

## (第2葉)

## 不当景品類及び不當表示防止法抜粋

第29条 内閣総理大臣は、第7条第1項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(権限の委任等)

第33条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 消費者庁長官は、緊急かつ重點的に不当な景品類及び表示に対処する必要があることその他の政令で定める事情があるため、事業者に対し、第7条第1項の規定による命令、課徴金納付命令又は第28条第1項の規定による勧告を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第1項の規定により委任された権限(第29条第1項の規定による権限に限る。)を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができる。

第37条 第29条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

## 不当景品類及び不當表示防止法施行令抜粋

## (公正取引委員会への権限の委任)

第15条 法第33条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第29条第1項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限行使することを妨げない。

## (事業所管大臣等への権限の委任)

第17条 消費者庁長官は、法第33条第3項の規定により、法第29条第1項の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び期間を定めて、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任するものとする。ただし、消費者庁長官が自らその権限行使することを妨げない。

(備考) 1 用紙の大きさは、横70mm、縦110mmとすること。

2 発行者は、内閣総理大臣(内閣総理大臣が所管する事業のうち国家公安委員会の所掌に属するものについて、国家公安委員会が警察庁の職員に立入検査を行わせる場合にあっては、国家公安委員会)、公正取引委員会、金融庁長官、証券取引等監視委員会、財務局長、福岡財務支局長、消費者庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、税關長、国税局長、沖縄國稅事務所長、税務署長、文部科学大臣、厚生労働大臣、地方厚生局長、四國厚生支局長、都道府県労働局長、農林水產大臣、地方農政局長、北海道農政事務所長、経済産業大臣、経済産業局長、国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長、地方航空局長、環境大臣又は地方環境事務所長とする。

様式第七（第22条関係）本様式一部改正（令元内閣府令17・令2内閣府令87）  
不当景品類及び不当表示防止法第31条第1項の規定による  
協定又は規約認定申請書

年 月 日

公正取引委員会 殿  
消費者庁長官 殿

氏名又は名称及び代表者名  
住所 (電話番号)  
氏名又は名称及び代表者名  
住所 (電話番号)  
上記のものの代表者  
氏名又は名称及び代表者名  
住所 (電話番号)

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」という。）第31条第1項の規定により別添の協定又は規約の認定を申請します。

記

- 1 当該協定又は規約を締結 (設定) する理由
- 2 当該協定又は規約が法第31条第2項の各号の要件に適合するものであることの説明  
以上

注1 変更認定の申請をしようとする場合であって、その住所（電話番号）に変更がないときは、その記載を省略することができる。

2 変更認定の申請をしようとする場合であって、変更の内容が次のいずれかに該当するときは、その旨を記載することにより、上記2に規定する当該協定又は規約が法第31条第2項の各号の要件に適合するものであることの説明の記載を省略することができる。

- (1) 法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
- (2) 用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

3 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

## ○事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針

(平成二十六年十一月十四日)  
内閣府告示第二百七十六号

改正 平成二八年四月一日内閣府告示第二二五号

不當景品類及び不當表示防止法の一部を改正する等の法律(平成二十六年法律第七十一号)附則第二条第一項において同法第一条の規定による改正後の不當景品類及び不當表示防止法(昭和三十七年法律第二百三十四号)の例によることとされた同条の規定による改正後の不當景品類及び不當表示防止法第七条第二項の規定に基づき、事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針を次のように定め、平成二十六年十二月一日から適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

(以下原文横書き)

### 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針

#### 第一 はじめに

本指針は、不當景品類及び不當表示防止法(昭和三十七年法律第二百三十四号。以下「景品表示法」という。)

第二十六条第一項に規定する事業者が景品表示法で規制される不當な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するために講ずべき措置に関して、同条第二項の規定に基づき事業者が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について定めるものである。

#### 第二 基本的な考え方

##### 1 必要な措置が求められる事業者

景品表示法第二十六条第一項は、それぞれの事業者内部において、景品表示法第四条の規定に基づく告示に違反する景品類の提供及び景品表示法第五条に違反する表示(以下「不當表示等」という。)を未然に防止するために必要な措置を講じることを求めるものである。すなわち、景品類の提供若しくは自己の供給する商品又は役務について的一般消費者向けの表示(以下「表示等」という。)をする事業者に対して必要な措置を講じることを求めるものであり、例えば、当該事業者と取引関係はあるが、表示等を行っていない事業者に対する措置を求めるものではない。

なお、「」の供給する商品又は役務について一般消費者に対する表示を行っていない事業者(広告媒体事業者等)であっても、例えば、当該事業者が、商品又は役務を一般消費者に供給している他の事業者と共同して商品又は役務を一般消費者に供給して

いると認められる場合は、景品表示法の適用を受けることから、このような場合には、景品表示法第二十六条第一項の規定に基づき必要な措置を講じることが求められることに留意しなければならない。

## 2

事業者が講すべき措置の規模や業態等による相違

景品表示法の対象となる事業者は、その規模や業態、取り扱う商品又は役務の内容等が様々である。各事業者は、その規模や業態、取り扱う商品又は役務の内容等に応じて、不当表示等を未然に防止する

ために必要な措置を講じることとなる。したがって、各事業者によつて、必要な措置の内容は異なることとなるが、事業者の組織が大規模かつ複雑になれば、不当表示等を未然に防止するために、例えば、表示等に関する情報の共有において、より多くの措置が必要となる場合があることに留意しなければならない。

他方、小規模企業者やその他の中小企業者においては、その規模や業態等に応じて、不当表示等を未然に防止するために十分な措置を講じていれば、必ずしも大企業と同等の措置が求められる訳ではない。

なお、従来から景品表示法や景品表示法第三十一条第一項の規定に基づく協定又は規約（以下「公正競争規約」という。）を遵守するために必要な措置を

講じている事業者にとっては、本指針によつて、新たに、特段の措置を講じることが求められるものではない。

## 3

### 別添記載の具体的事例についての注意点

本指針において、別添に記載した事例は、事業者の理解を助けることを目的に参考として示したものであり、当該事例と同じ措置ではなくても、不当表示等を未然に防止するための必要な措置として適切なものであれば、景品表示法第二十六条第一項の規定に基づく措置を講じていると判断されることがある。また、本指針の中で挙げられた事例は、景品表示法第二十六条第一項の規定に基づく必要な措置を網羅するものではないことに留意しなければならない。

### 第三 用語の説明

#### 1 必要な措置

景品表示法第二十六条第一項に規定する「必要な措置」とは、事業者が景品表示法を遵守するために必要な措置を包括的に表現したものであり、「景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備」は事業者が講すべき「必要な措置」の一例である。必要な措置とは、例えば、景品

類の提供について、それが違法とならないかどうかを判断する上で必要な事項を確認することや、商品又は役務の提供について実際のもの又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると示す表示等に当たらないかどうかを確認することのほか、確認した事項を適正に管理するための措置を講じることである。

## 2 正当な理由

景品表示法第二十八条第一項に規定する「正当な理由」とは、専ら一般消費者の利益の保護の見地から判断されるものであつて、単に一般消費者の利益の保護とは直接関係しない事業経営上又は取引上の観点だけからみて合理性又は必要性があるに過ぎない場合などは、正当な理由があるとはいえない。

正当な理由がある場合は、例えば、事業者が表示等の管理上の措置として表示等の根拠となる資料等を保管していたが、災害等の不可抗力によつてそれらが失われた場合などである。

### 第四 事業者が講ずべき表示等の管理上の措置の内容

表示等の管理上の措置として、事業者は、その規模（注1）や業態取り扱う商品又は役務の内容等に応じ、必要かつ適切な範囲で、次に示す事項に沿うよう

な具体的な措置を講ずる必要がある。

なお、本指針で例示されているもの以外にも不当表示等を防止する措置は存在するところ、事業者がそれぞれの業務内容や社内体制に応じて、必要と考える独自の措置を講じることも重要である。

（注1） 例えば、後記五に関して、個人事業主等の小規模企業者やその他の中小企業者においては、規模等に応じて、代表者が表示等を管理している場合には、代表者をその担当者と定める

### 1 景品表示法の考え方の周知・啓発

事業者は、不当表示等の防止のため、景品表示法の考え方について、表示等に関係している役員及び従業員（注2）（以下「関係従業員等」という。）にその職務に応じた周知・啓発を行うこと。

なお、周知・啓発を行うに当たつては、例えば、一般消費者にとって、表示等が商品又は役務を購入するかどうかを判断する重要な要素となること、その商品又は役務について最も多くの情報・知識を有している事業者が正しい表示を行うことが、一般消費者の利益を保護することになるばかりか、最終的にはその事業者や業界全体の利益となることを十分理解する必要がある。

(注2) 表示等の内容を決定する又は管理する役員及び従業員のほか、決定された表示内容に基づき一般消費者に対する表示（商品説明、セールストーク等）を行うことが想定される者を含む。

## 2 法令遵守の方針等の明確化

事業者は、不当表示等の防止のため、景品表示法を含む法令遵守の方針や法令遵守のためにとるべき手順等を明確化すること。

なお、本事項は、必ずしも不当表示等を防止する目的に特化した法令遵守の方針等を、一般的な法令遵守の方針等とは別に明確化することを求めるものではない。また、例えば、個人事業主等の小規模企業者やその他の中小企業者においては、その規模等に応じて、社内規程等を明文化しなくとも法令遵守の方針等を個々の従業員（従業員を雇用していない、代表者一人の事業者にあつては当該代表者）が認識することで足りることもある。

## 3 表示等に関する情報の確認

(1) 景品類を提供しようとする場合、違法とならない景品類の価額の最高額・総額・種類・提供の方法等を、

(2) とりわけ、商品又は役務の長所や要点を一般消費者に訴求するために、その内容等について積極的に表示を行う場合には、当該表示の根拠となる情報を確認すること。

この「確認」がなされたといえるかどうかは、表示等の内容、その検証の容易性、当該事業者が払った注意の内容・方法等によって個別具体的に判断されることとなる。例えば、小売業者が商品の内容等について積極的に表示を行う場合には、直接の仕入れ先に対する確認や、商品自体の表示の確認など、事業者が当然把握し得る範囲の情報を表示の内容等に応じて適切に確認することは通常求められるが、全ての場合について、商品の流通過程を週つて調査を行うことや商品の鑑定・検査等を行うことまでを求められるものではない。

なお、事業者の業態等に応じて、例えば、小売業のように商品を提供する段階における情報の確認のみで足りる場合や、飲食業のように、提供する料理を企画する段階、その材料を調達する段階、加工（製造）する段階及び実際に提供する段階に至るまでの複数の段階における情報の確認を組み合わせて実施することが必要となる場合があることに留意する必

事業者は、その規模等に応じ、前記3のとおり確認した情報を、当該表示等に関係する各組織部門が不当表示等を防止する上で必要に応じて共有し確認できるようすること。

5 不当表示等は、企画・調達・生産・製造・加工を行う部門と実際に表示等を行う営業・広報部門等との間における情報共有が希薄であることや、複数の者による確認が行われていないこと等により発生する場合がある。このため、情報の共有を行うに当たっては、このような原因や背景を十分に踏まえた対応を行うことが重要である。

なお、個人事業主等の小規模企業者やその他の中小企業者においては、その規模等に応じて、代表者が表示等を管理している場合には、代表者が表示等に関する情報を把握していることで足りる。

5 表示等を管理するための担当者等を定めること事業者は、表示等に関する事項を適正に管理するため、表示等を管理する担当者又は担当部門（以下「表示等管理担当者」という。）をあらかじめ定めること（注3及び4）。

表示等管理担当者を定めるに際しては、以下の事

要がある。

#### 4 表示等に関する情報の共有

事業者は、その規模等に応じ、前記3のとおり確認した情報を、当該表示等に関係する各組織部門が不当表示等を防止する上で必要に応じて共有し確認できるようすること。

不当表示等は、企画・調達・生産・製造・加工を行う部門と実際に表示等を行う営業・広報部門等との間における情報共有が希薄であることや、複数の者による確認が行われていないこと等により発生する場合がある。このため、情報の共有を行うに当たっては、このような原因や背景を十分に踏まえた対応を行うことが重要である。

なお、個人事業主等の小規模企業者やその他の中小企業者においては、その規模等に応じて、代表者が表示等を管理している場合には、代表者が表示等に関する情報共有が希薄であることや、複数の者による確認が行われていないこと等により発生する場合がある。このため、情報の共有を行うに当たっては、このような原因や背景を十分に踏まえた対応を行うことが重要である。

5 表示等を管理するための担当者等を定めること事業者は、表示等に関する事項を適正に管理するため、表示等を管理する担当者又は担当部門（以下「表示等管理担当者」という。）をあらかじめ定めるこ

と（注3及び4）。

#### （1）表示等管理担当者が自社の表示等に関する監視・監督権限を有していること。

（2）表示等管理担当者が複数存在する場合、それぞれの権限又は所掌が明確であること。

（3）表示等管理担当者となる者が、例えば、景品表示法の研修を受けるなど、景品表示法に関する一定の知識の習得に努めていること。

（4）表示等管理担当者を社内において周知する方法が確立していること。

なお、仮に、景品表示法に違反する事実が認められた場合、景品表示法第二十八条第一項の規定に基づく勧告等の対象となるのは、あくまで事業者であり、表示等管理担当者がその対象となるものではない。

（注3）例えば、個人事業主等の小規模企業者やその他の中小企業者においては、その規模等に応じて、代表者が表示等を管理している場合には、代表者が表示等を管理する担当者を定めることが可能である。

（注4）表示等管理担当者は、必ずしも専任の担当者又は担当部門である必要はなく、例えば、一般的な法令遵守等の担当者又は担当

部門がその業務の一環として表示等の管理を行なうことが可能な場合には、それらの担当者は又は担当部門を表示等管理担当者に指定することで足りる。

6 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するためには、(1) 情報を、表示等の対象となる商品又は役務が一般消費者に供給され得ると合理的に考えられる期間、事後に確認するため、例えば、資料の保管等必要な措置を探ること。

事業者は、前記3のとおり確認した表示等に関する情報を、表示等の対象となる商品又は役務が一般消費者に供給され得ると合理的に考えられる期間、事後に確認するため、例えば、資料の保管等必要な措置を探ること。

7 不当な表示等が明らかになつた場合における迅速かつ適切な対応

事業者は、特定の商品又は役務に景品表示法違反又はそのおそれがある事案が発生した場合、その事案に対処するため、次の措置を講じること。

(1) 当該事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

(2) 前記(1)における事実確認に即して、不当表示等による一般消費者の誤認排除を迅速かつ適正に行うこと。

(3) 再発防止に向けた措置を講じること。  
なお、不当表示等による一般消费者的誤認の排除

## 別添

事業者が講すべき表示等の管理上の措置の具体的な事例

別添に記載された具体的な事例は、事業者へのヒアリング等に基づき参考として記載するものであり、各事業者が講じる具体的な措置は、その規模や業態、取り扱う商品又は役務の内容等に応じ、各事業者において個別具体的に判断されるべきものである。

### 1 景品表示法の考え方の周知・啓発の例

朝礼・終礼において、関係従業員等に對し、表示等に関する社内外からの問合せに備えるため、景品表示法の考え方を周知すること。  
適時、関係従業員等に對し、表示等に關する社内外からの問合せに備えるため、景品表示法の考え方をメール等によつて配信し、周知・啓発すること。  
社内報、社内メールマガジン、社内ポータルサイ

に当たっては、不当表示等を単に是正するだけでは、既に不当に誘引された一般消費者の誤認がなくなつたことにはならず、当該商品又は役務に不当表示等があつた事實を一般消費者に認知させるなどの措置が求められる場合があることを理解する必要がある。

ト等において、景品表示法を含む法令の遵守に係る

事業者の方針、景品表示法を含む自社に關わる法令の内容、自社の取り扱っている商品・役務と類似する景品表示法の違反事例等を掲載し、周知、啓発すること。

関係従業員等が景品表示法に関する都道府県、事業者団体、消費者団体等が主催する社外講習会等に参加すること。

関係従業員等に対し、景品表示法に関して一定の知識等を獲得することができるよう構成した社内の教育・研修等を行うこと。

景品表示法に関する勉強会を定期的に開催すること。

調達・生産・製造・加工部門と、営業部門との間での商品知識及び景品表示法上の理解に関する相互研修を行い、認識の共有化を図ること。

社内資格制度を設け、景品表示法等の表示関連法令について一定の知識を有すると認められた者でなければ、表示等の作成や決定をすることができないこととすること。

法令遵守の方針等の明確化の例

法令遵守の方針等を社内規程、行動規範等として定めること。

パンフレット、ウェブサイト、メールマガジン等の広報資料等に法令遵守に係る事業者の方針を記載すること。

法令違反があった場合に、役員に対しても厳正に対処する方針及び対処の内容を役員規程に定めること。

法令違反があった場合に、懲戒処分の対象となる旨を就業規則その他の社内規則等において明記すること。

禁止される表示等の内容、表示等を行う際の手順等を定めたマニュアルを作成すること。

社内規程において、不当表示等が発生した場合に係る連絡体制、具体的な回収等の方法、関係行政機関への報告の手順等を規定すること。

表示等に関する情報の確認の例

(1) 企画・設計段階における確認等

企画・設計段階で特定の表示等を行うことを想定している場合には、当該表示等が実現可能か(例えれば、原材料の安定供給が可能か、取引の予定総額が実現可能か)検討すること。

景品表示法の各種運用基準、過去の不当表示等事案の先例等を参考にして、どのような景品類の提供や表示が可能なのか、又は当該表示等をするためにはどのような根拠が必要なのか検討すること。

最終的な商品・役務についてどのような表示が可能なのか、又は当該表示をするためにはどのような根拠が必要なのか検討すること。

企画・設計段階で特定の表示を行うことを想定している場合には、どのような仕様であれば当該表示が可能か検討すること。

(2) 景品類を提供しようとする場合、商品・役務の販売価格や売上総額を試算し、景品関係の告示等に照らし、違法とならない景品類の価額の最高額・総額・種類・提供の方法等を確認すること。

調達段階における確認等

調達する原材料等の仕様、規格、表示内容を確認し、最終的な表示の内容に与える影響を検討すること。

規格・基準等の認証制度が存在する場合（プラ

ンド食材の認証マーク等）には、それらの制度を利用して品質や呼称を確認すること。  
無作為に抽出したサンプルの成分検査を実施すること。

(3) 生産・製造・加工段階における確認等  
生産・製造・加工が仕様書・企画書と整合しているかどうか確認すること。

特定の表示を行うことが予定されている場合、生産・製造・加工の過程が表示に与える影響（「オーガニック」等の表示の可否、再加工等による原産地の変更等）を確認すること。

生産・製造・加工の過程における誤りが表示に影響を与える場合、そのような誤りを防止するために必要な措置を講じること（誤混入の防止のため、保管場所の施設を区画し、帳簿等で在庫を管理する等）。

流通に用いるこん包材の表示が一般消費者に訴求する表示につながる可能性がある場合、こん包材の表示についても確認すること。

定期的に原料配合表に基づいた成分検査等を実施すること。

提供段階における確認等

景品表示法の各種運用基準、過去の不当表示等

- 事案の先例等を参照し、表示等を検証すること。
- 企画・設計・調達・生産・製造・加工の各段階における確認事項を集約し、表示の根拠を確認して、最終的な表示を検証すること。
  - 企画・設計・調達・生産・製造・加工・営業の各部門の間で表示しようとする内容と実際の商品・役務とを照合すること。
  - 他の法令(農林物資の規格化等に関する法律(ＪＡＳ法)、食品衛生法、食品表示法、酒税法等)が定める規格・表示基準との整合性を確認すること。
  - 社内外に依頼したモニター等の一般消費者の視点を活用することにより、一般消費者が誤認する可能性があるかどうかを検証すること。
  - 景品類を提供する場合、景品関係の告示等に照らし、景品類の価額・総額・種類・提供の方法等を確認すること。
  - 表示等に関する情報の共有の例
  - 社内イントラネットや共有電子ファイル等を利用して、関係従業員等が表示等の根拠となる情報を閲覧できるようにしておくこと。
  - 企画・設計・調達・生産・加工・営業等の各部門の間で、表示等の内容と実際の商品若しくは

役務又は提供する景品類等とを照合すること。

企画・設計・調達・生産・製造・加工・営業等の各部門の間で、表示等の根拠となる情報を証票(仕様書等)をもって伝達すること(紙、電子媒体を問わない)。

表示等に影響を与える商品又は役務の内容の変更を行う場合、担当部門が速やかに表示等担当部門に当該情報を伝達すること。

表示等の変更を行う場合、企画・設計部門及び品質管理部門の確認を得ること。

関係従業員等に対し、朝礼等において、表示等の根拠となる情報(その日の原材料・原産地等、景品類の提供の方法等)を共有しておくこと。

表示等の根拠となる情報(その日の原材料・原产地等、景品類の提供の方法等)を共有スペースに掲示しておくこと。

生産・製造・加工の過程が表示に影響を与える可能性があり(食肉への脂の注入等)、その有無をその後の過程で判断することが難しい場合には、その有無をその後の過程において認識できるようにしておくこと。

表示物の最終チェックを品質管理部門が運用する申請・承認システムで行い、合格した表示物の内容

## 6

當業部門の長を表示等管理担当者と定め、商品ラベルに関する表示等については品質管理部門の長を表示等管理担当者と定め、それぞれが担当する表示等の内容を確認すること。

社内資格制度を設け、表示等管理担当者となるためには、景品表示法等の表示等関連法令についての試験に合格することを要件とすること。

表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を探ることの例  
表示等の根拠となる情報を記録し、保存しておくこと（注1及び2）。

製造業者等に問い合わせれば足りる事項について、製造業者等に問合せができる体制を構築していくこと。

調達先業者との間で、品質・規格・原産地等に変更があった場合には、その旨の伝達を行うことをあらかじめ申し合わせておくこと。

トレーサビリティ制度に基づく情報により原産地等を確認できる場合には、同制度を利用して原産地等を確認できるようにしておくこと。

（注1） 表示等の根拠となる情報についての資料の例

原材料、原産地、品質、成分等に関する

## 5

をデータベースにて関係従業員等に公開すること。

表示等を管理するための担当者等を定めることの例  
① 担当者又は担当部門を指定し、その者が表示等の内容を確認する例

代表者自身が表示等を管理している場合に、その代表者を表示等管理担当者と定め、代表者が表示等の内容を確認すること。

既存の品質管理部門・法務部門・コンプライアンス部門を表示等管理部門と定め、当該部門において表示等の内容を確認すること。

店舗ごとに表示等を策定している場合において、店長を表示等管理担当者と定め、店長が表示等の内容を確認すること。

売り場ごとに表示等を策定している場合において、売り場責任者を表示等管理担当者と定め、その者が表示等の内容を確認すること。

② 表示等の内容や商品カテゴリごとに表示等を確認する者を指定し、その者が表示等の内容を確認する

商品カテゴリごとに異なる部門が表示等を策定している場合、各部門の長を表示等管理担当者と定め、部門長が表示等の内容を確認すること。

チラシ等の販売促進に関する表示等については

表示であれば、企画書、仕様書、契約書等の取引上の書類、原材料調達時の伝票、生産者の証明書、製造工程表、原材料配合表、帳簿、商品そのもの等

効果、性能に関する表示であれば、検査データや専門機関による鑑定結果等

価格に関する表示であれば、必要とされる期間の売上伝票、帳簿類、製造業者による希望小売価格・参考小売価格の記載のあるカタログ等

景品類の提供であれば、景品類の購入伝票、提供期間中の当該商品又は役務に関する売上伝票等

その他、商談記録、会議議事録、決裁文書、試算結果、統計資料等

(注2)  
合理的と考えられる資料の保存期間の例

即時に消費される場合又は消費期限が定められている場合には販売を開始した日から三か月の期間

賞味期限、保証期間、流通期間、耐用年数等に応じて定められた期間

他法令に基づく保存期間が定められてい場合(法人税法、所得税法、米穀等の取事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針

引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレサ法)等の当該期間

不当な表示等が明らかになつた場合における迅速かつ適切な対応の例

(1) 事実関係を迅速かつ正確に確認する例

表示等管理担当者、事業者の代表者又は専門の委員会等が、表示物・景品類及び表示等の根拠となつた情報を確認し、関係従業員等から事実関係を聴取するなどして事実関係を確認すること。

事案に係る情報を入手した者から法務部門・コンプライアンス部門に速やかに連絡する体制を整備すること。

(2) 不当表示等による一般消費者の誤認排除を迅速かつ適正に行う例

速やかに当該違反を是正すること。

一般消費者に対する誤認を取り除くために必要がある場合には、速やかに一般消費者に対する周知(例えば、新聞、自社ウェブサイト、店頭での貼り紙)及び回収を行うこと。

当該事案に係る事実関係を関係行政機関へ速やかに報告すること。  
再発防止に向けた措置の例

関係従業員等に対しても必要な教育・研修等を改めて行うこと。

当該事業を関係従業員等で共有し、表示等の改善のための施策を講じること。

#### (4) その他の例

内部通報制度を整備し、内部通報窓口担当者が適切に対応すること。

第三者が所掌する法令遵守調査室や第三者委員会を設置すること。

就業規則その他の職務規律を定めた文書において、関係従業員等が景品表示法違反に關し、情報を提供したこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な扱いを行つてはならない旨を定め、従業員に周知すること。

#### 前記1から7まで以外の措置の例

景品表示法違反の未然防止又は被害の拡大の防止の觀点から、速やかに景品表示法違反を発見する監視体制の整備及び関係従業員等が報復のおそれなく報告できる報告体制を設け、実施すること。

表示等が適正かどうかの検討に際し、疑義のある事項について関係行政機関や公正取引協議会に事前に問い合わせること。

表示等が適正かどうかの検討に際し、当該業界の

自主ルール又は公正競争規約を参考にすること。  
附 則（平成二八年年内閣府告示一二五号）

この告示は、公布の日から施行する。

(3) (2) (1) 「課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間」  
 「課徴金対象行為をした期間」  
 「課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間」  
 「課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間」

方  
不当景品類及び不当表示防止法第八条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方

<p>○ 不当景品類及び不当表示防止法  <b>第八条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方</b></p> <p>（原文横書き）</p> <p>（平成二十八年一月二十九日 消費者庁）</p>	<p>引をした日までの期間」    一般消費者の誤認のおそれの解消措置    想定例</p>
<p>第一 はじめに</p> <p>第二 本考え方の目的      1 本考え方の構成      2 優良・有利誤認表示</p> <p>第三 本法上の「表示」      1 優良・有利誤認表示      2 本法第五条第一号及び第二号の規定      (1) 本法第五条第一号及び第二号の規定      (2) 優良・有利誤認表示の意義等</p> <p>第四 課徴金額の算定方法      1 「課徴金対象期間」      2 本法第八条第二項の規定      3 「課徴金対象行為をやめた期間」      4 「課徴金対象行為をした期間」</p>	<p>第五 「相当の注意を怠つた者でないと認められる」      1 「相当の注意を怠つた者でないと認められる」      2 「課徴金対象行為をした期間を通じて」      3 想定例</p> <p>第六 規模基準      1 「相当の注意を怠つた者でないと認められる」      2 「課徴金対象行為をした期間を通じて」      3 想定例</p> <p>第七 課徴金納付命令に関する不実証広告規制      1 本考え方の目的      2 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三七年法律第一三四号。以下「本法」という。）への課徴金制度の導入等を内容とする不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成二六年法律第一一八号。以下「本改正法」といい、本法の引用に際しては本</p>

改正法施行後の条文を引用する。)が平成二六年一月一九日に成立し(同月二七日公布)、平成二八年四月一日から施行される。

本改正法の施行に伴い、事業者が、不当な表示を

禁止する本法「第五条の規定に違反する行為(同条第三号に該当する表示に係るもの)を除く。「略」)

(以下「課徴金対象行為」という。)を施行日以後にしたときは、消費者庁長官は、その他の要件を満たす限り、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じなければならぬこととなる(本法第八条第一項本文。以下同項本文の規定による命令を「課徴金納付命令」という。)。

そこで、本法の課徴金制度の運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保するため、本法に基づく課徴金納付命令の基本的要件に関する考え方を示すことをとする。

## 2 本考え方の構成

本考え方は、前記1の目的を踏まえ、まず、第二において、課徴金対象行為を基礎付ける不当な表示すなわち本法第五条第一号に該当する表示(以下「優良誤認表示」という。)及び同条第二号に該当する表示(以下「有利誤認表示」とい、優良誤認表示及び有利誤認表示を総称する場合は「優良・有利誤認

表示」という。)の考え方を示す。

その上で、第三以下において、課徴金納付命令の基本的要件の意義や考え方について説明するものである。具体的には、第三において課徴金対象行為、第四において課徴金額の算定方法、第五において「相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否か、第六において規模基準、第七において課徴金納付命令に關する不実証広告規制の考え方を示す。

なお、本考え方においては必要に応じて「想定例」を掲げているが、これら「想定例」は、本法の課徴金制度の運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保するため、仮定の行為を例示したものである。具體的な行為が課徴金納付命令に關する各要件を満たすか否かは、本法の規定に照らして個別事案ごとに判断されることに留意する必要がある。

### 第一 優良・有利誤認表示

本改正法は、優良・有利誤認表示に關する従来の規定を変更したものではないが、本改正法の施行に伴い、事業者が優良・有利誤認表示をする行為をしたとき、消費者庁長官は、その他の要件を満たす限り、その行為をした事業者に対し、課徴金の納付を命じなければならぬくなることを踏まえ、本法上の「表示」(本法第二条第四項)を後記1にて確認した上で、優良・有利

誤認表示について、後記2に概要を記載する。

## 1 本法上の「表示」

本法上の「表示」とは、「顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらとの取引に関する事項について行う広告その他の表示」（本法第二条第四項）であり、具体的には、次に掲げるものをいう（昭和三七年公正取引委員会告示第三号）。

- ① 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- ② 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）
- ③ ポスター、看板（ラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告
- ④ 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声器による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告
- ⑤ 情報処理の用に供する機器による広告その他の内

表示（インターネット、パソコン通信等によるもの）を含む。）

このように、事業者が商品又は役務の供給の際に顧客を誘引するために利用するあらゆる表示が本法の「表示」に該当し、容器や包装上のものだけではなく、パンフレット、説明書面、ポスター、看板、インターネットを始めとして、その範囲は広範に及ぶ。口頭によるものも「表示」に該当する。

## 2 優良・有利誤認表示

### (1) 本法第五条第一号及び第二号の規定

本法第五条は、事業者に対し、「自己の供給する商品又は役務の取引」について、同条第一号から第三号までのいずれかに該当する表示をしてはならない旨を定めているところ、優良・有利誤認表示に関する同条第一号及び同条第二号の規定は次のとおりである。

### (本法) (不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内

不当景品類及び不当表示防止法第八条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方 八〇

容について、一般消費者に対し、実際のよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不适当顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、本当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

### 三 (略)

#### (2) 優良・有利誤認表示の意義等

本法の不当な表示に関する規制は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による適正な商品又

は役務の選択を確保することを目的として行われるものである。このため、特定の表示が「著しく優良であると示す」表示（又は「著しく有利である」と誤認される表示）に該当するか否かは、業界の慣行や表示をする事業者の認識により判断するのではなく、表示の受け手である一般消費者に、「著しく優良」（又は「著しく有利」と誤認されるか否か）という観点から判断される。また、「著しく」とは、当該表示の誇張の程度が、社会一般に許容される程度を超えて、一般消費者による商品又は役務の選択に影響を与える場合をいう。

すなわち、優良誤認表示（又は有利誤認表示）とは、一般消費者に対して、社会一般に許容される誇張の程度を超えて、特定の「商品又は役務」の内容（又は取引条件）について、実際のもの等よりも著しく優良であると示す表示（又は著しく有利であると誤認される表示）である。このような表示が行われれば、一般消費者は、商品又は役務の内容（又は取引条件）について誤認することとなる。

なお、「著しく優良であると示す」表示（又は「著しく有利である」と誤認される表示）か否かの判断に当たっては、表示上の特定の文言、図表、

写真等から一般消費者が受ける印象・認識ではなく、表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識が基準となり、その際、事業者の故意又は過失の有無は問題とされない。

### 第三 課徴金対象行為

課徴金対象行為とは、優良・有利誤認表示をする行為である（本法第八条第一項）。したがって、例えば、事業者が、本法第三一条第一項の規定に基づく協定又は規約（以下「公正競争規約」という。）に沿った表示など、優良・有利誤認表示に該当しない表示をした場合には、課徴金対象行為は成立せず、課徴金の納付を命ずることはない。

#### 〔本法〕

##### 〔課徴金納付命令〕

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るもの）を除く。以下「課徴金対象行為」という。」をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百

分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が五百十円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

#### 一・二 （略）

##### 2・3 （略）

### 第四 課徴金額の算定方法

課徴金額は、(ア)「課徴金対象期間に取引をした」(イ)「課徴金対象行為に係る商品又は役務」の(ウ)「政令で定める方法により算定した売上額」に、三%を乗じて得た額となる（本法第八条第一項本文）。

そこで、以下では、課徴金額算定の基礎となる「売上額」を算定するに当たり必要な要素である、(ア)「課徴金対象期間」、(イ)「課徴金対象行為に係る商品又は役務」、(ウ)「政令で定める方法により算定した売上額」について説明する。

## 〔本法〕

## 〔課徴金納付命令〕

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為

（同条第三号に該当する表示に係るもの）を除く。

以下「課徴金対象行為」という。」をしたと

きは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当

該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引

をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務

の政令で定める方法により算定した売上額に百

分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を

国庫に納付することを命じなければならない。

ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をし

た期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示

が次の各号のいずれかに該当することを知ら

ず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠

つた者でないと認められるとき、又はその額が

百五十万円未満であるときは、その納付を命ず

ることができない。

## 〔略〕

## 〔略〕

## 1 〔課徴金対象期間〕

## (1) 本法第八条第一項の規定

2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、  
第八条 〔課徴金納付命令〕

3 課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行

本法第八条第二項は、「課徴金対象期間」について、以下の(i)又は(ii)の期間であるとしつつ、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡って三年間であると定めている。

(i) 原則：「課徴金対象行為をした期間」（後記(2)参照）

(ii) 「課徴金対象行為をやめた日」から①六ヶ月を経過する日、又は、②「不當に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれ」を解消するための措置として内閣府令で定める措置」（以下「一般消費者の誤認のおそれの解消措置」という。）をとった日のいずれか早いまでの間に、当該「課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をした」場合・課徴金対象行為をした期間に、当該「課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間」を加えた期間（後記(3)及び(4)参照）

為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不適に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれ解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて二年間とする。）をいう。  
(略)

3

(2) 「課徴金対象行為をした期間」  
「課徴金対象行為をした期間」とは、事業者が課徴金対象行為（優良・有利誤認表示をする行為）を始めた日からやめた日までの期間である。

このうち、課徴金対象行為を「やめた日」に該当する日としては、例えば、事業者が、特定の商品の内容について著しく優良であると示す表示を内容とするウェブサイトを公開し続けた場合の当

該公開行為終了日が挙げられる。また、当該行為を終了していない場合であっても、当該事業者が、課徴金対象行為に係る商品の内容を変更することにより、表示内容と一致させたと認められる場合には、当該変更日が課徴金対象行為を「やめた日」に該当する。

(3)

「課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間」

本法第八条第二項は、課徴金額の算定に当たり、課徴金対象行為に係る表示により生じた「不適に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれ」が存続する期間を、課徴金対象行為をやめた後（一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとらない限り）最長六か月とみなし、当該期間のうち「最後に当該取引をした日までの期間」も、課徴金対象期間に含めることとしている。

なお、この「最後に当該取引をした日までの期間」とは、「当該課徴金対象行為をやめた日」から①六か月を経過する日又は②一般消费者的誤認のおそれの解消措置をとった日のいずれか早いまでの間に、最後に課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をした日までの期間である。例えば、

事業者が課徴金対象行為をやめた日から一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとらないまま九ヶ月間課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引き続したとしても、課徴金対象行為をやめた日から六ヶ月を経過する日が課徴金対象期間の終期となる（九ヶ月を経過した日が終期となるのではない。）。

#### (4) 一般消費者の誤認のおそれの解消措置

一般消費者の誤認のおそれの解消措置とは、事業者が、課徴金対象行為に係る表示が本法第八条第一項第一号又は第二号に該当する表示であることを、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他の不當に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消する相当な方法により一般消費者に周知する措置をいう（不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成二八年以内閣府令第六号）第八条）。

課徴金対象行為に係る表示方法、表示内容や行為態様等は個別事案により多様であるため、当該課徴金対象行為に係る表示から生じる「不當に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれ」を解消するため相当とみなされる場合は、該当事項を周知する措置とする。

〔不当景品類及び不当表示防止法施行規則（法第八条第二項に規定する内閣府令で定める措置）〕

第八条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める措置は、課徴金対象行為に係る表示が法第八条第一項ただし書各号のいずれかに該当することを時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他の不當に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消する相当な方法により一般消費者に周知する措置とする。

#### 〔本法〕

#### （課徴金納付命令）

#### 第二条 （略）

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事实上に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは

認められる方法は個別事案によって異なるが、少なくとも、「一般消費者に周知する措置」である必要がある点に留意する必要がある。

役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示

二、商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

(5)

#### 想定例

事業者が、課徴金対象行為をやめた日より後に課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしていない場合は、「課徴金対象期間」は「課徴金対象行為をした期間」と同一期間となる。

他方、事業者が課徴金対象行為をやめた日より後に課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をした場合は、課徴金対象行為をやめた日から六か月を経過する日又は一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとった日のいずれか早い日までの間においていつまで取引をしていたか否かによって、

課徴金対象期間が異なることとなる。  
以下の想定例では、必要に応じて、それぞれの場合に応じた説明をする。

なお、各想定例における「課徴金対象行為をした期間」は、各事業者が課徴金対象行為を毎日行っていない場合（例えば、週に一回行っていた場合、月に一回行っていた場合）であっても、異なるものではない。

①

商品aを製造する事業者Aが、小売業者を通じて一般消費者に對して供給する商品aの取引に際して、商品aについて優良誤認表示を内容とする包装をし、その包装がされた商品aを、平成三〇年四月一日から

同年九月三〇日までの間、毎日小売業者に對し販売して引き渡した場合、事業者Aの課徴金対象行為をした期間は、平成三〇年四月一日から同年九月三〇日までとなる（小売業者の一般消費者に對する販売行為は、事業者Aの行為ではない。なお、当該小売業者が事業者Aとともに当該優良誤認表示の内容の決定に関与していた場合は、当該小売業者が一般消費者に對して商品a

を販売して引き渡す行為について、別途課徴金対象行為の該当性が問題となる。）。

事業者Aは、課徴金対象行為をやめた日の翌日である平成三〇年一〇月一日以降は商品aの取引をしていないため、課徴金対象期間は、平成三〇年四月一日から同年九月三〇日までとなる。

(2) 事業者Bが、自ら直接一般消費者に対し

て販売する商品bの取引に際して、商品bについて有利誤認表示を内容とするチラシを、自ら平成三〇年一〇月一日から平成三一年三月三一日までの間配布した場合、事業者Bの課徴金対象行為をした期間は、平成三〇年一〇月一日から平成三一年三月三一日までとなる。

事業者Bが、平成三一年四月一日以降は商品bの取引をしなかつた場合 課徴金対象期間は平成三〇年一〇月一日から平成三一年三月三一日までとなる。

(3) 事業者Cが、自ら直接一般消費者に対し

て販売する商品cの取引に際して、商品cについて優良誤認表示を内容とするポスターを平成三一年四月一日から同年九月三〇日までの間自己の店舗内及び店頭に掲示した場合、事業者Cの課徴金対象行為をした期間は、平成三一年四月一日から同年九月三〇日までとなる。

事業者Cが、平成三一年一〇月一日以降、一般消費者の誤認のおそれの解消措置を行ないまま、商品cの取引を継続し、最後に取引をした日が平成三一年一二月三一日であった場合、課徴金対象期間は平成三一年四月一日から同年一二月三一日までとなる。

(4) 事業者Dが、自ら直接一般消費者に対し

て販売する商品dの取引に際して、商品dについて優良誤認表示を内容とするテレビコマーシャルを平成三一年一〇月一日から同月三一日までの間テレビ放送局に放送さ

(5) 事業者Eが、自ら直接一般消費者に対して販売する商品eの取引に際して、商品eについて有利誤認表示を内容とするウェブサイトを平成三一年一月一日から平成三二年四月三〇日までの間公開した場合、事業者Eの課徴金対象行為をした期間は、平成三一年一月一日から平成三二年四月三〇日までとなる。

事業者Eが平成三三年五月一日以降も商

せた場合、事業者Dの課徴金対象行為をした期間は、平成三一年一〇月一日から同月三一日までとなる。

事業者Dが、平成三一年一月一日以降、一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとらないまま、商品dの取引を継続し、平成三二年四月三〇日に取引をした上で、最後に取引をした日が平成三二年八月三一日であつた場合、課徴金対象期間は、平成三一年一〇月一日から平成三二年四月三〇日（課徴金対象行為をやめてから六か月経過日までの最後の取引日）までとなる。

## 2

「課徴金対象行為に係る商品又は役務」

課徴金対象行為は優良・有利誤認表示をする行為であるから、「課徴金対象行為に係る商品又は役務」は、優良・有利誤認表示をする行為の対象となつた商品又は役務である。その「商品又は役務」は、課徴金対象行為に係る表示内容や当該行為態様等に応じて個別事案ごとに異なるものであるから、全ての場合を想定して論じることはできないが、以下、「課徴金対象行為に係る商品又は役務」に関する考え方の例を記載することとする。

(1) 全国（又は特定地域）において供給する商品又は役務であつても、具体的な表示の内容や実際に優良・有利誤認表示をした地域といった事情から、一部の地域や店舗において供給した当該商品又は役務が「課徴金対象行為に係る商品又は役務」と

品eの取引を継続し（同年七月三一日にも取引をしていた。）、最後に取引をした日が平成三四四年九月三〇日であつたが、平成三二年七月三一日に一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとつていた場合、課徴金対象期間は、平成三一年一月一日から平成三二年七月三一日までとなる。

なることがある。

#### △想定例▽

- (2) 事業者Bが、自ら東京都内で運営する一〇店舗において振り袖りを一般消費者に販売しているところ、平成二〇年九月一日か

事業者Aが、自ら全国において運営する複数の店舗においてうなぎ加工食品aを一般消費者に販売しているところ、平成三〇年四月一日から同年一月三〇日までの間、北海道内で配布した「北海道版」と明記したチラシにおいて、当該うなぎ加工食品について「国産うなぎ」等と記載することにより、あたかも、当該うなぎ加工食品に国産うなぎを使用しているかのように示す表示をしていたものの、実際には、同期間を通じ、外国産のうなぎを使用していた事案

事業者Aの課徴金対象行為に係る商品は、事業者Aが北海道内の店舗において販売する当該うなぎ加工食品となる。

- ① 事業者Aが、自ら全国において運営する複数の店舗においてうなぎ加工食品aを一

般消費者に販売しているところ、平成三〇年四月一日から同年一月三〇日までの間、北海道内で配布した「北海道版」と明記したチラシにおいて、当該うなぎ加工食

品について「国産うなぎ」等と記載することにより、あたかも、当該うなぎ加工食品に国産うなぎを使用しているかのように示す表示をしていたものの、実際には、同期間を通じ、外国産のうなぎを使用していた事案

事業者Aの課徴金対象行為に係る商品は、事業者Aが北海道内の店舗において販

売する当該うなぎ加工食品となる。

- (2) 事業者が、自己の供給する商品又は役務を構成する一部分の内容や取引条件について問題となる表示をした場合において、（当該商品又は役務の一部が別の商品又は役務として独立の選択（取引）対象となるか否かにかかわらず）その問題と

事業者が、自己の供給する商品又は役務を構成する一部分の内容や取引条件について問題となる表示をした場合において、（当該商品又は役務の一部が別の商品又は役務として独立の選択（取引）対象となるか否かにかかわらず）その問題と

ら同年一月三〇日までの間、東京都内でお届けしたチラシにおいて、当該振り袖りについて「○○店、××店、△△店限定セール実施！通常価格五〇万円がセール価格二〇万円！」（○○店、××店、△△店は東京都内にある店舗）等と記載することにより、あたかも、実売価格が「通常価格」と記載した価格に比して安いかのように表示をしていたものの、実際には、「通常価格」と記載した価格は、事業者Bが任意に設定した架空の価格であって、○○店、××店、△△店において販売された実績のないものであつた事案

事業者Bの課徴金対象行為に係る商品は、事業者Bが東京都内の○○店、××店、△△店において販売する当該振り袖りとなる。

なる表示が、商品又は役務の一部分ではなく商品又は役務そのものの選択に影響を与えるときには、（当該商品又は役務の一 部分でなく）当該商品又は役務が「課徴金対象行為に係る商品又は役務」となる。

△想定例△

(1) 事業者Cが、自ら運営するレストラン一店舗においてコース料理Cを一般消費者に提供するに当たり、平成三一年一月一〇日から同年一二月二八日までの間、当該料理について、「松阪牛ステーキを堪能できるコース料理」等との記載があるウェブサイトを公開することにより、あたかも、当該コース料理中のステーキに松阪牛を使用しているかのように表示をしていたものの、実際には、同期間にを通じ、松阪牛ではない国産の牛肉を使用していた事案

当該ウェブサイトでの表示は、一般消費者による当該宿泊役務の選択に影響を与えることとなるから、事業者Cの課徴金対象行為に係る役務は、「松阪牛ステーキを堪能できるコース料理」と示して提

(3)

(2) 事業者Dが、自ら運営する旅館一軒において宿泊役務dを一般消費者に提供するに当たり、平成三三年四月一日から平成三四年三月三一日までの間、当該宿泊役務について、「一番人気！肉食系集合！」松阪牛ステーキ宿泊プラン等との記載があるウェブサイトを公開することにより、あたかも、当該宿泊役務の利用者に提供する料理に松阪牛を使用しているかのように示す表示をしていたものの、実際には、同期間を通じ、松阪牛ではない国産の牛肉を使用していた事案

当該ウェブサイトでの表示は、一般消費者による当該宿泊役務の選択に影響を与えることとなるから、事業者Dの課徴金対象行為に係る役務は、「松阪牛ステーキ」として提供した料理を含む当該宿泊役務となる。

供した当該コース料理となる。

体的に「著しく優良」と示された（「著しく有利」と誤認される）商品又は役務に限られる。

#### 八想定例▽

##### ① 事業者Eが、自ら運営するレストラン一

店舗において料理eを一般消費者に提供するに当たり、平成三〇年七月一日から平成三一年一二月三一日までの間、同店舗内に設置したメニューにおいて、当該料理について、「松阪牛すき焼き」等と記載することにより、あたかも、記載された料理に松阪牛を使用しているかのように表示をしていたもの、実際には、平成三〇年七月一日から平成三一年一二月三一日までの間、松阪牛ではない国産の牛肉を使用していた事案

事業者Eの課徴金対象行為に係る役務（料理）は、事業者Eが松阪牛を使用していないにもかかわらず松阪牛すき焼きと表示して提供した当該すき焼き料理となる（事業者Eが平成三〇年七月一日から同月一三日までの間に実際に松阪牛を使用して提供了すき焼き料理は課徴金対象行為に係る

役務（料理）とならない。）。

##### ②

事業者Fが、自ら全国において運営する複数の店舗においてスーツを一般消費者に販売するに当たり、平成三〇年三月一日から同年六月三〇日までの間、テレビコマーシャルにおいて、当該スーツについて、「スーツ全品半額」等との文字を使用した映像、「スーツ全品半額」等との音声をテレビ放送局に放送させることにより、あたかも、事業者Fが全店舗において販売するスーツの全てが表示価格の半額で販売されているかのように表示をしていたものの、実際に表示価格二万円未満のスーツは半額対象外であった事案

事業者Fの課徴金対象行為に係る商品は、事業者Fが全店舗において販売するスーツ商品のうち、半額対象外であるにもかかわらず半額と示した表示価格二万円未満のスーツとなる（実際に半額対象であつた表示価格二万円以上のスーツは課徴金対象行為に係る商品とならない。）。

### 3 「政令で定める方法で算定した売上額」(算定方法)

(1)

#### 「売上額」

課徴金額算定の基礎となる、課徴金対象行為に係る商品又は役務の「売上額」は、事業者の事業活動から生ずる収益から費用を差し引く前の数値（消費税相当額も含む。）を意味する。

また、この「売上額」は、事業者の直接の取引先に対する売上額のことであり、当該「売上額」は、必ずしも事業者の一般消費者に対する直接の売上額のみに限られるものではない。

例えば、自ら特定の商品を製造する事業者が、同商品について優良誤認表示をした場合において、その商品の流通経路として、当該製造事業者が一般消費者に対して直接販売する経路のほか、当該製造事業者が卸売業者や小売業者等を介して一般消費者に販売する経路があるときは、当該製造事業者から一般消費者に対する直接の販売額のみならず、当該卸売業者や小売業者等に対する販売額も、課徴金算定の基礎となる「売上額」に含まれる。

なお、課徴金対象行為に係る商品又は役務のうち、「役務」の「売上額」については、事業者が提供する役務の内容に応じて異なることとなるが、

(2)

「売上額」の算定方法(「政令で定める方法」) 課徴金額算定の基礎となる「売上額」は、後記アのとおり算定した総売上額から、後記イの控除項目の合計額を控除して算定する(不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成二一年政令第二二八号)以下「本政令」という)第一条、第二条)。

#### ア 総売上額の算定

(ア) 総売上額は、原則として、課徴金対象期間において引き渡された又は提供された、課徴金対象行為に係る商品又は役務の対価を合計する方法(引渡基準)によって算定する(本政令第一条)。

(イ) ただし、課徴金対象行為に係る商品又は役務の対価がその販売又は提供に関する契約を締結する際に定められる場合であつて、引渡

不当景品類及び不当表示防止法第八条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方 方

基準により算定した額と、当該課徴金対象期間において締結した契約額を合計する方法（契約基準）により算定した額の間に著しい

差異を生ずる事情があると認められるときは、契約基準によつて算定する（本政令第二条）。

契約基準を用いるべき、「課徴金対象行為に係る商品又は役務の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められる場合において、課徴金対象期間において引き渡された商品又は提供した役務の対価の額の合計額と課徴金対象期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるとき」（本政令第二条第一項）に該当するか否かについては、実際に両方の方法で額を計算し、その額に著しい差異が生じたか否かによつてではなく、そのような著しい差異が生じる蓋然性が類型的又は定性的に認められるか否かによつて判断する。

例えば、課徴金対象行為に係る商品が新築戸建分譲住宅であるときのように契約から引

渡しまでに長期間を要するような場合には、契約基準を用いることがあると考えられる。

〔本政令〕  
第一条 不當景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第八条第一項に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、次条

に定めるものを除き、法第八条第二項に規定する課徴金対象期間（以下単に「課徴金対象期間」という。）において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控除するものとする。

一～三（略）

第二条 法第八条第一項に規定する課徴金対象行為（以下単に「課徴金対象行為」という。）に係る商品又は役務の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められる場合において、課徴金対象期間において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する

の額の合計額と課徴金対象期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、同項に規定する売上額の算定の方法は、課徴金対象期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額を合計する方法とする。  
 （略）

## 2

## イ 総売上額からの控除項目

## (ア)

総売上額を引渡し基準により算定する場合、総売上額からの控除項目は、以下のとおりとなる。

- ① 本政令第一条第一号に該当する値引き額  
課徴金対象期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部が控除された場合における控除額
- ② 本政令第一条第二号に該当する返品額  
課徴金対象期間に返品された場合における返品商品の対価相当額
- ③ 本政令第一条第三号に該当する割戻金の額

## 額

商品の引渡し又は役務の提供の実績に応じて割戻金を支払うべき旨が書面によって明らかな契約があつた場合に、当該契約に基づき課徴金対象期間におけるその実績により算定した割戻金の額

なお、本政令第一条第一号又は第二号は、それぞれ、課徴金対象期間内に商品の量目不足等により対価の額が控除された場合における控除額や同期間に内に返品された場合における返品商品の対価相当額を控除することを規定するものであり、課徴金対象期間中に引き渡した又は提供した商品又は役務の値引き又は返品であるか否かは、本政令第一条第一号又は同条第二号の該当性とは関係がない。これに対し、本政令第一条第三号に該当する割戻金の額は、課徴金対象期間中に引き渡した商品又は提供した役務に対応する割戻金の額に限定される。

(イ) 契約基準により「売上額」を算定する場合には、割戻金の額が総売上額からの控除項目となる（本政令第二条第二項）。

なお、引渡し基準により算定する場合には総

売上額からの控除項目となる不足等による値引きと返品は、契約基準により算定する場合には契約の修正という形で行われ、修正された契約額が総売上額となる。

#### 〔本政令〕

（法第八条第一項の政令で定める売上額の算定の方法）

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第八条第一項に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、次条に定めるものを除き、法第八条第二項に規定する課徴金対象期間（以下単に「課徴金対象期間」という。）において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控除するものとする。

- 一 課徴金対象期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合 控除した額
- 二 課徴金対象期間において商品が返品さ

れた場合 返品された商品の対価の額

三 商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によつて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。）があつた場合課徴金対象期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によりて算定すべき場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

#### 第二条（略）

2 前条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、前項に規定する方法により売上額を算定する場合に準用する。

#### 第五 「相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否か

事業者が課徴金対象行為をした場合であつても、当該事業者が、「課徴金対象行為をした期間を通じて」、自らが行つた表示が本法第八条第一項第一号又は第二

号に該当することを「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるときは、消費者庁長官は、課徴金の納付を命ずることができない（本法第八条第一項ただし書）。

なお、「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否かは、事業者が課徴金対象行為をした場合に判断する必要があるものである。したがって、例えば、事業者が、公正競争規約に沿つた表示のように優良・有利誤認表示に該当しない表示をした場合等、課徴金対象行為が成立しないときは、当該事業者について、「相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否かを判断するまでもなく、課徴金の納付を命ずることはない。

〔本法〕

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るもの）を除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百

分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が五百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2・3 (略)

1 「相当の注意を怠つた者でないと認められる」

課徴金対象行為をした事業者が、当該課徴金対象行為をした期間を通じて自らが行つた表示が本法第八条第一項第一号又は第二号に該当することを「知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否かは、当該事業者が課徴金対象行為に係る表示をする際に、当該表示の根拠となる情報を確認するなど、正常な商慣習に照らし必要とされる注意をしていたか否かにより、個別事案ごとに判断されることとなる（なお、ここでいう正常な商慣習とは、一般消費者の利益の保護の見地から是認されるものをいう。したがつて、仮に、例えば自己の供給する商品の内容について一切確認することなく表示をするといった一定の商慣習が現に存在し、それには反していなかつたとしても、そのことによつて直ちに「知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められる」わけではないことに留意する必要がある）。

当該判断に当たつては、当該事業者の業態や規模、課徴金対象行為に係る商品又は役務の内容、課徴金対象行為に係る表示内容及び課徴金対象行為の態様等を勘案することとなるが、当該事業者が、必要かつ適切な範囲で、「事業者が講すべき景品類の提供

及び表示の管理上の措置についての指針」（平成二六年内閣府告示第二七六号）に沿うような具体的な措置を講じていた場合には、「相当の注意を怠つた者でないと認められる」と考えられる（「事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」：[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/14114premiums\\_5.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/14114premiums_5.pdf)）。

2 「課徴金対象行為をした期間を通じて」

(1) 消費者庁長官が課徴金の納付を命ずることができないのは、課徴金対象行為をした事業者が、課徴金対象行為をした期間を通じて、自らが行つた表示が本法第八条第一項第一号又は第二号に該当することを「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき」である。

このため、課徴金対象行為を始めた日には「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められる」場合であったとしても、課徴金対象行為をした期間中のいずれかの時点で「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められ」ないときは、課徴金の納付を命ずることとなる。例えば、事業者が、課徴金対象行為を始めた日には「知らず、

かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められる」ものであつたものの、当該

課徴金対象行為をしている期間中に、同事業者の従業員の報告や第三者からの指摘を受けるなどしてにもかかわらず、何ら必要かつ適切な調査・確認等を行わなかつたときには、「課徴金対象行為をした期間を通じて」「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められず、課徴金の納付を命ぜることとなる。

なお、事業者が課徴金対象行為をやめた後における当該事業者の認識の有無等は、直接の判断対象ではない。

(2) 課徴金対象行為をした事業者が、当該課徴金対象行為を始めた日から当該課徴金対象行為に係る

3 想定例

課徴金対象行為をした事業者が、課徴金対象行為をした期間を通じて自らが行つた表示が本法第八条第一項第一号又は第二号に該当することを「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否かは、個別事案ごとに異なるものである。

このため、全ての場合を想定して論じることはできないが、以下、課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が本法第八条第一項第一号又は第二号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと「認められる」と考えられる。

表示が本法第八条第一項第一号又は第二号に該当することを知るまでの期間を通じて当該事実を知らないことにつき相当の注意を怠つた者でない場合であつて、当該事実を知つた後に速やかに課徴金対象行為をやめたときは、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて「当該課徴金対象行為に係る表示が本法第八条第一項第一号又は第二号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと「認められる」ものである。

このため、全ての場合を想定して論じることはできないが、以下、課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が本法第八条第一項第一号又は第二号に該当することを「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと「認められる」ものである。

方 不当景品類及び不当表示防止法第八条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方

項第一号又は第二号に該当することを「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められる」と考えられる想定例を記載することとする。

① 製造業者Aが、自ら製造するシャツを、小売業者を通じて一般消費者に販売するに当たり、当該シャツについて、「通気性が従来製品の一〇倍」等との記載があるウェブサイトを開くことにより、あたかも、当該シャツの通気性が自社の従来製品の一〇倍であるかのように示す表示をしていたものの、実際には、そのような通気性を有さなかつた事案

当該事案において、製造業者Aが、

上記表示をする際に、実績がある等信頼できる検査機関に通気性試験を依頼し、通気性が自社の従来製品の一〇倍であるという試験結果報告を受けて当該報告内容を確認していたところ、実際には、上記表示をする際に依頼した試験結果に誤りがあったことが明らかとな

り、速やかに当該表示に係る課徴金対象

行為をやめた場合

② 小売業者Bが、卸売業者から仕入れた鶏肉を用いて自ら製造したおにぎりを一般消費者に供給するに当たり、当該おにぎりについて、当該おにぎりの包装袋に貼付したシールにおいて、「国産鶏肉使用」等と記載することにより、あたかも、当該商品の原材料に我が国で肥育された鶏の肉を用いているかのように示す表示をしていたもの、実際には、当該商品の原材料に外国で肥育された鶏の肉を用いていた事案

当該事案において、小売業者Bが、

上記表示をする際に、卸売業者から交付された生産者作成に係る証明書に「国産鶏」と記載されていることを確認していたところ、

当該卸売業者から鶏肉の仕入れをしていた別の小売業者の指摘を契機として、実際には、当該証明書の記載は当該生産者による虚偽の記載であったことが明らか

かになり、速やかに当該表示に係る課徴金対象行為をやめた場合

(3) 小売業者Cが、卸売業者から仕入れた健康食品を、自ら全国において運営するドラッグストアにおいて一般消費者に販売するに当たり、当該健康食品について、全店舗の店頭ポップにおいて、「アセロラ由来のビタミンC含有の健康食品です。」等と記載することにより、あたかも、当該健康食品に含有されているビタミンCがアセロラ果実から得られたものであるかのように示す表示をしていたものの、実際には、当該健康食品に含有されているビタミンCは化学会成により製造されたものであつた事案

当該事案において、小売業者Cが、

上記表示をする際に、卸売業者から仕入れた当該健康食品のパッケージに「アセロラ由来のビタミンC含有」との記載があることを確認していたところ、消費者庁から当該健康食品の表示に関する質問を受け、この後に速やかに当該健康食品の製造業者に問い合わせたところ

ろ、実際には、当該健康食品に含有されているビタミンCはアセロラ果実から得られたものではなく化学合成により製造されたものであったことが明らかとなり、速やかに当該表示に係る課徴金対象行為をやめた場合

(4) 小売業者Dが、製造業者から仕入れた布団を通信販売の方法により一般消費者に販売するに当たり、当該布団について、テレビショッピング番組において、「カシミヤ八〇%」との文字を使用した映像及び「ぜいたくにカシミヤを八〇%使いました」等の音声をテレビ放送局に放送させることにより、あたかも、当該布団の詰め物の原材料としてカシミヤが八〇%用いられているかのように示す表示をしていたものの、実際には、当該布団の詰め物の原材料にカシミヤは用いられていないかった事案

当該事案において、小売業者Dが、

上記表示をする際に、当該布団を製造した事業者からカシミヤを八〇%含んでいる旨の混合率に関する検査結果報告を

不当景品類及び不当表示防止法第八条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方 一〇〇

提出させ、当該報告を確認していたところ、

当該布団を含め自社で取り扱っている全商品について実施した抜き打ち検査により、実際には、当該布団にはカシミヤが用いられていないことが明らかとなり、速やかに当該表示に係る課徴金対象行為をやめた場合

⑤ 旅行業者Eが、自ら企画した募集型企画旅行（旅行業者があらかじめ旅行計画を作成し、旅行者を募集するもの）を、自ら全国において運営する複数の店舗において一般消費者に提供するに当たり、当該旅行について、全店舗に設置したパンフレットにおいて、「豪華 松阪牛のすき焼きを食す旅」等と記載することにより、あたかも、当該旅行の行程中に提供される料理（すき焼き）が松阪牛を使用したものであるかのように示す表示をしていたものの、実際には、松阪牛ではない外国産の牛肉を使用したすき焼きが提供されていたことができない（本法第八条第一項ただし書き）。

当該事案において、旅行業者Eが、

上記表示をする際に、当該旅行の行程における宿泊先であるホテルで提供されるすき焼きの食材について、ホテル運営事業者との間で当該旅行の宿泊客に対しても松阪牛を使用したすき焼きを提供することを合意し、当該ホテル運営事業者を通じて松阪牛を納入する事業者から松阪牛の納入に関する証明書の提出を受けて確認していたところ、

当該ホテル運営事業者の従業員からの申告を契機として、実際には、当該ホテル運営事業者の独断ですき焼きに松阪牛以外の外国産の牛肉を使用したすき焼きが提供されていたことが明らかとなり、速やかに当該表示に係る課徴金対象行為をやめた場合

#### 第六 規模基準

本法第八条第一項の規定により算定した課徴金額が一五〇万円未満（課徴金対象行為に係る商品又は役務の売上額が五、〇〇〇万円未満）であるときは、課徴金の納付を命ずることができない（本法第八条第一項ただし書き）。  
なお、「その額」すなわち「課徴金対象期間に取引を行

した当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令の定める方法により算定した売上額に3%を乗じて得た額(本法第八条第一項本文により算定した課徴金額。算定方法について前記第四参照。)が一五〇万円以上である場合、課徴金対象行為に該当する事実の報告や返金措置の実施による課徴金額の減額の結果、減額後の金額が一五〇万円未満になったとしても、当該減額後の金額について、課徴金の納付を命ずることとなる。

△想定例▽

事業者が行つた課徴金対象行為について、本法第八条第一項の規定により算定した課徴金額が二〇〇万円である場合において、当該事業者が本法第九条の要件を満たす課徴金対象行為に該当する事実の報告を行い課徴金額から五〇%相当額が減額され、更に所定の要件を満たす返金措置の実施により課徴金額から五〇万円が減額されることとなつたとき、当該事業者に対して、五〇万円(二〇〇万円-二〇〇万円×五〇%-五〇万円)の課徴金の納付を命ずることとなる。

〔本法〕

(課徴金納付命令)

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為(同条第三号に該当する表示に係るもの)を

除く。以下「課徴金対象行為」という。)をし

たときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一・二 (略)

2・3 (略)

第七 課徴金納付命令に関する不実証広告規制

消費者庁長官は、課徴金納付命令に関し、例えはダメイエット効果を標ぼうする商品や器具等の効果や性能に関する表示が優良誤認表示に該当するか否かを判断するため必要があるときは、当該表示を行つた事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理

的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、消費者庁長官が当該表示について実際のものとは異なるものであること等の具体的な立証を行つまでもなく、当該表示を優良誤認表示と推定する（本法第八条第三項）。

事業者は、自らが行つた表示について本法第八条第三項の規定により優良誤認表示であると「推定」された場合には、資料提出期間経過後であつても、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す新しい資料を提示し、当該表示が優良誤認表示には該当しないことを主張することができる。

なお、合理的な根拠を示す資料の提出要求は、上記のとおり課徴金納付命令に關して行われる場合のほか、本法第七条第二項により、同条第一項による命令（措置命令）に関して行われる場合がある。かかる場合において、当該資料の提出要求を受けた事業者が当該資料を提出しないときは、消費者庁長官が当該表示について実際のものとは異なるものであること等の具体的な立証を行うまでもなく、当該表示は優良誤認表示とみなされる（本法第七条第二項）。

本法第七条第二項と本法第八条第三項は、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出の求めを受けた事業者が当該資料を提出しないときに、優良誤認

表示であると「みなす」か「推定する」かという効果の点において異なるが、その他は同様である。

このため、本法第八条第三項の適用についての考え方、「合理的な根拠」の判断基準及び表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出手続は、「不当景品類及び不当表示防止法第七条第二項の運用指針」（平成一五年一〇月二八日公正取引委員会）と同様である。

#### 〔本法〕

**（課徴金納付命令）**

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るもの）を除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引きをした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が

百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一・二 (略)

3 2  
(略)

内閣総理大臣は、第一項の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)に關し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該

表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に對し、することができる。

一 当該違反行為をした事業者

二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅した

ときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

内閣総理大臣は、前項の規定による命令に關し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。